

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年11月17日提出
【発行者名】	フィデリティ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表執行役 トーマス・バルク
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー
【事務連絡者氏名】	赤川 和人
【電話番号】	03 - 4560 - 6000
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券に係るファンドの 名称】	フィデリティ・スリー・ベーシック・ファンド
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### （１）【ファンドの名称】

フィデリティ・スリー・ベーシック・ファンド  
（ファンドの愛称を「水と大地とエネルギー」とする場合があります。）  
（以下「ファンド」といいます。）

### （２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。格付は取得していません。  
ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。フィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### （３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

「発行価額の総額」とは受益権1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額をいいます。上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額および地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

### （４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります（「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。）。

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、「3ベシク」として略称で掲載されています。）

### （５）【申込手数料】

申込手数料率は3.15%（税抜き\* 3.00%）を超えないものとします。

なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

\* 「税抜き」における「税」とは消費税等相当額をいいます。（以下同じ。）  
税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

#### （６）【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

#### （７）【申込期間】

継続申込期間：2009年11月18日から2010年11月16日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### （８）【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

#### （９）【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

#### （１０）【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））までお問い合わせください。

#### （１１）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。  
株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なうもの  
とします。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が  
妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所（金融商品取引法第2条  
第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定  
する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第  
3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいま  
す。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむ  
を得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの  
受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累  
積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする  
「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、「累積投資コース」であって  
も収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合が  
あります。また、「累積投資コース」を取扱う販売会社が累積投資契約に基づく定時定  
額購入サービス（名称の如何を問わず同種の契約を含みます。）を取扱う場合がありま  
す。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意く  
ださい。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で累積投資約款  
に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によ  
っては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する  
契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別  
の名称に読み替えるものとします。

また、累積投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社  
との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なうものとします。

日本以外の地域における発行は行ないません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」  
に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事  
項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド、フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド、フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、主として世界各国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている、クリーン・エネルギー関連企業、ウォーター・ビジネス関連企業、食糧ビジネス関連企業の株式に投資を行ない、ベンチマークの値動きに概ね連動する運用成果を目指します。

###### ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

###### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

（注）ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

**追加型投信**...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

**内外**...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**株式**...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回  年2回	<b>グローバル (含む日本)</b>  日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回  年6回 (隔月)  年12回 (毎月)	北米  欧州  アジア  オセアニア	<b>ファミリーファンド</b>	あり ( )
不動産投信  <b>その他資産 (投資信託証券(株式(一般)))</b>	日々  その他 ( )	中南米  アフリカ  中近東 (中東)  エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	<b>なし</b>
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

<属性区分表（網掛け表示部分）の定義>

**その他資産(投資信託証券(株式(一般)))**...目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。

**年2回**...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

**グローバル(含む日本)**...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

**ファミリーファンド**...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

**なし**...目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注) 上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス：<http://www.toushin.or.jp>）をご覧ください。

### ファンドの特色

マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている、クリーン・エネルギー関連企業、ウォーター・ビジネス関連企業、食糧ビジネス関連企業の株式に投資を行ない、ベンチマークの値動きに概ね連動する運用成果を目指します。

「クリーン・エネルギー関連企業」とは、クリーン・エネルギーの提供やクリーン・エネルギーの技術開発、装置製造に関わる企業をいいます。具体的にはバイオ燃料（サトウキビやサツマイモのアルコール発酵によって得られるエタノール・ア

ルコール、メタンなど生物体（バイオマス）による燃料）の生産、地熱発電、水力発電、太陽光発電、風力発電、燃料電池製造、水力発電用のタービンやその他機械の製造、太陽電池の製造、風力タービンなど風力発電関連機械の製造などに関わる企業を指します。

「ウォーター・ビジネス関連企業」とは、上下水道及びインフラ整備事業、水関連装置の製造事業に関わる企業をいいます。具体的には、上下水道及びインフラ整備事業とは上下水道の整備、水道サービスの提供、汚水処理、水浄化、井戸掘削、水質調査を、水関連装置の製造事業とは水処理用化学製品、水処理装置、水関連装置（水道管、ポンプ、配管装置、水力モーター、水道メーター）などの製造に関わる企業を指します。

「食糧ビジネス関連企業」とは、農産物・畜産関連事業、農業用化学製品または農業用機械の製造および供給、バイオ燃料製造に関わる企業をいいます。具体的には、農産物・畜産関連事業とは穀物、とうもろこし、大豆、綿、砂糖、コーヒー、ココア、小麦粉、野菜、ゴム、果実、ジュース、農業用種などの農作物や家畜・魚貝類の生産（飼育）、加工、輸送、流通、販売、貿易、貯蔵などに関わる事業、農業用化学製品とは肥料、種、農薬などを、農業用機械とはトラクター、コンバイン、ブルドーザー、噴霧器、木材運搬機、アスファルト舗装機、ショベル機、伸縮リフト機、灌漑用機器、農産物貯蔵施設、穀物乾燥機などの農業用機械などを指します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。

実質組入外貨建資産<sup>\*</sup>については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

- \* 「実質組入外貨建資産」とは、ファンドに属する外貨建資産とマザーファンドの投資信託財産に属する外貨建資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの投資信託財産の総資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額をいいます。（以下同じ。）

(参考)

# フィデリティ・スリー・ベーシック・ ファンド「水と大地とエネルギー」のポイント

それは、地球と人類への投資。

豊かな未来のために、

私たちにもできることがあります。

地球規模で重要性が増し続ける3つのテーマ

「水」「農業」「クリーン・エネルギー」への投資です。



## 水の浄化・インフラ整備に関する主な事業

上下水道・インフラ整備	水関連装置の製造
上下水道の整備 水道サービスの提供 汚水処理、水浄化 井戸掘削、水質調査、水関連装置の製造	水処理用化学製品の製造 水処理装置の製造 水関連装置(水道管、ポンプ、配管装置、水力モーター、水道メーター)などの製造





### 農作物の生産効率化・技術開発に関する主な事業

農作物・畜産物関連	農業化学製品の製造・供給	農業用機械の製造・供給	バイオ燃料の製造
穀物、とうもろこし、大豆、綿、コーヒー、ココア、小麦、野菜などの農作物、家畜、魚介類の生産（飼育）、加工や流通、販売など	肥料、農薬	トラクター、コンバイン、噴霧器、木材運搬、灌漑（かんがい）用機器、農産物貯蔵施設、穀物乾燥機など	エタノールの生産など



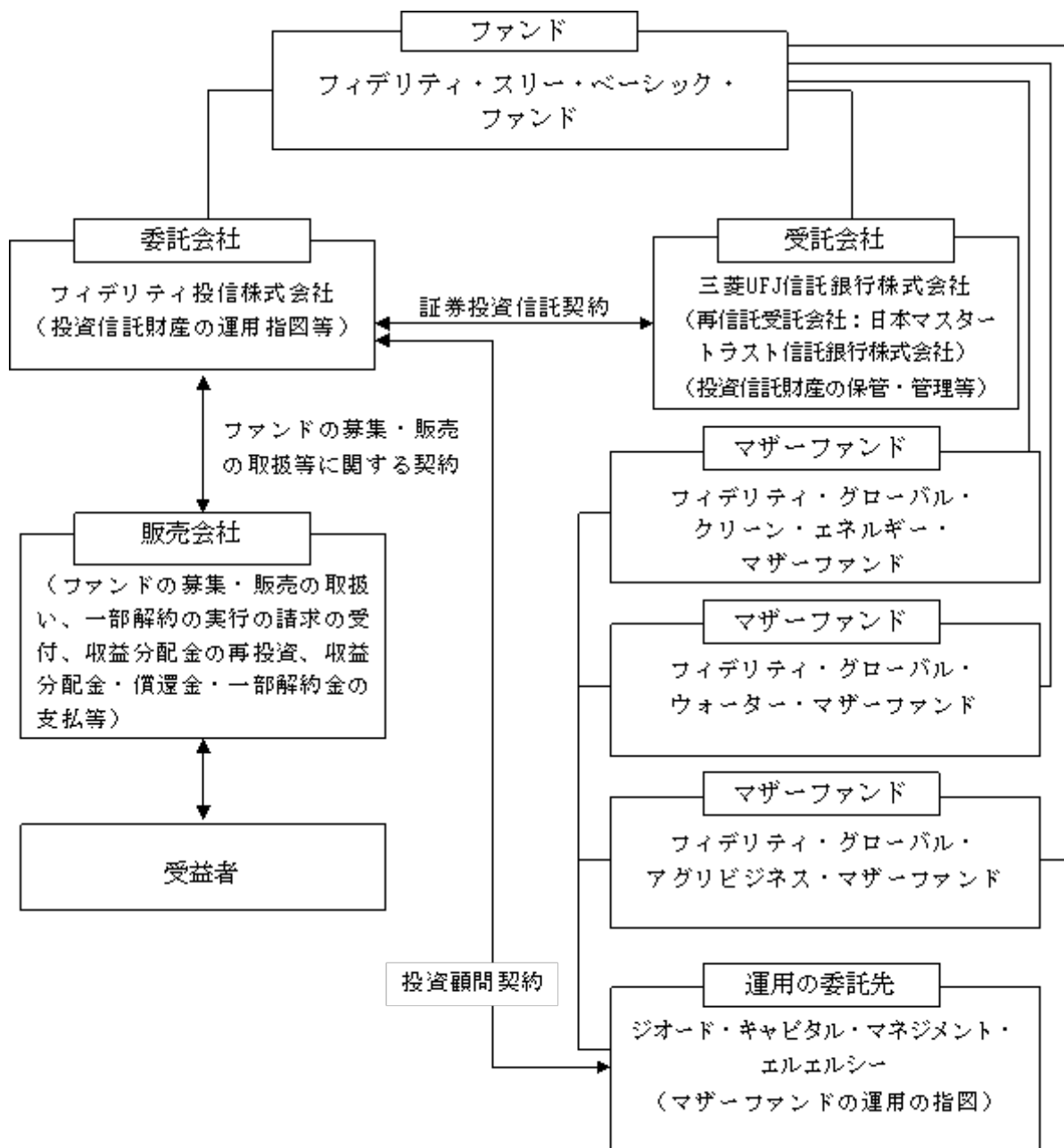
### クリーン・エネルギーを生み出す主な事業

発電関連	技術開発・装置製造
風力発電 太陽光発電 地熱発電 水力発電	風力タービンなど風力発電関連機械の製造 太陽電池の製造 水力発電用のタービンやその他機械の製造 燃料電池の製造
バイオ燃料（サトウキビやサツマイモのアルコール発酵によって得られるエタノール・アルコール・メタン）など生物体（バイオマス）燃料の生産	バイオ関連機器の製造

## (2) 【ファンドの仕組み】

## ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



## 委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

## (a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行いません。

## (b) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

再信託受託会社は、受託会社からファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です。

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管

理、投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行いません。

なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行いません。

(d) 運用の委託先：ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシー

(所在地：米国 マサチューセッツ州)

委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行いません。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(参考)

<ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシーの概要>

ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシーは、米国ボストンに本拠地をおく資産運用会社です。2001年にフィデリティ・インベストメンツ(米国)の株式システム運用部門として設立され、その後2003年に別法人となりました。フィデリティ投信株式会社との資本関係はありません。2002年以降、フィデリティ・インベストメンツ(米国)が提供するインデックス・ファンドのすべての運用を行なっています。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

## 委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2009年9月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録

同年 投資一任業務の認可取得

1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更。投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

(2009年9月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー	20,000株	100%

(f) 委託会社の概要

委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。

FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）<sup>\*1</sup>は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティ<sup>\*2</sup>の投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

\* 1 FMR Co. はFMR LLCの子会社です。

\* 2 FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。以下同じ。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 基本方針

投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

#### 投資対象

以下の各マザーファンドの受益証券を主要な投資対象とします。

フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド

フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド

フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド

#### 投資態度

- 各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ないます。
- 各マザーファンド受益証券への配分比率は、投資信託財産に対して概ね以下の比率を基本とし、当該基本配分比率から大きく乖離しないように運用します。戦術的な資産配分は原則として行ないません。ただし、運用環境の変化により、基本配分比率を変更する場合があります。

マザーファンド	基本資産配分
フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド	3分の1
フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド	3分の1
フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド	3分の1

- 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

#### ファンドのベンチマーク<sup>\*1</sup>

下記の各市場指標を以下の割合で合成した複合ベンチマーク（円換算）とします。なお、円換算は委託会社が算出したものです。

ベンチマーク	構成割合
S & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックス <sup>*2</sup> （円換算）	3分の1
S & Pグローバル・ウォーター・インデックス <sup>*2</sup> （円換算）	3分の1
DAXグローバル®アグリビジネス・インデックス <sup>*3</sup> （円換算）	3分の1

- \*1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

- \* 2 「S & Pグローバル・ウォーター・インデックス」および「S & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックス」は、ザ・マグロウ・ヒル・カンパニーズ社の所有する登録商標であり、フィデリティ投信株式会社に対して利用許諾が与えられています。

本商品は、ザ・マグロウ・ヒル・カンパニーズ社の一部門であるStandard & Poor's（以下「S & P」という）によって資金提供、保証、売買又は販売促進されるものではありません。S & Pは、本商品の所有者若しくは一般の者に対して、一般に証券について若しくは特に本商品に対する投資の妥当性に関して、又はS & Pグローバル・ウォーター・インデックス及びS & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックスの株式市場の運用成績を追跡する能力に関して、明示的にも暗示的にも、表明又は保証するものではありません。S & Pのライセンシーに対する唯一の関係は、S & Pの特定の商標及び商号についてのライセンスを行うこと、並びにS & Pによりライセンシー又は本商品と関係なく決定、作成及び計算されたS & Pグローバル・ウォーター・インデックス及びS & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックスについてライセンスすることです。S & Pは、S & Pグローバル・ウォーター・インデックス及びS & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックスの決定、作成及び計算において、本商品のライセンシー又は所有者の要求を考慮に入れる義務を負いません。S & Pは、本商品の価格及び量の決定、本商品の発行若しくは販売の時期の決定、又は、本商品を現金に換算する方程式の決定若しくは計算に、責任を負わず、また関わっていません。S & Pは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を負うものではありません。

S & Pは、S & Pグローバル・ウォーター・インデックス及びS & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックス、又はそれに含まれるデータの正確性及び/又は完全性を保証しません。また、S & Pは、当該商品に含まれる誤り、欠落又は障害に対する責任を負わないものとします。S & Pは、S & Pグローバル・ウォーター・インデックス及びS & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックス又はそれらに含まれるデータの使用により、ライセンシー、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果に関して、明示的にも暗示的にも保証しないものとします。また、S & Pは、S & Pグローバル・ウォーター・インデックス及びS & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックス、又はそれに含まれるデータに関して、その市場性又は特別な目的若しくは使用への適合性について、明示若しくは暗示の保証を行わず、かつあらゆる保証を放棄します。前述のいずれかを制限することなく、S & Pは、特別な、懲罰的な、間接の又は派生的な損害（逸失利益を含む）の可能性を通知されたとしても、かかる損害に対して何ら責任を負わないものとします。

- \* 3 DAXグローバル®アグリビジネス・インデックス(DAX global®Agribusiness Index)は、ドイツ証券取引所によって商標登録されています。ドイツ証券取引所（商標登録業者）は、当該インデックスを推奨および販売するものではありません。

また、ドイツ証券取引所によるインデックスの公表や他金融関連商品に関する当該インデックスにおける使用権や商標登録に関して、ドイツ証券取引所は、当該インデックスを推奨するものでもなく、一切の保証または何等かの見解を示すことはありません。

## （2）【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
1. 有価証券
  2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「その他の投資対象」の2. から6. までに定めるものに限りません。）
  3. 金銭債権
  4. 約束手形
- (b) 次に掲げる特定資産以外の資産
1. デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
  2. 為替手形

#### 投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として各マザーファンド受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託法施行規則第22条第1項第1号イから八までに掲げるものに限りません。）をもってマザーファンドの受益証券に投資することを指図できます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資口を含みます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券

発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの  
なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### 投資対象とする金融商品

上記にかかわらず、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

#### その他の投資対象

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
2. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
3. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
4. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。
5. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値もしくは有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた金利もしくは通貨の価格、有価証券店頭指数の数値もしくは有価証券の価格の



- 約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引またはこれに類似する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 6．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
  - 7．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
  - 8．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
  - 9．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または8．の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。
  - 10．実質組入外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
  - 11．投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法および関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、投資信託財産と、受託会社（第三者との間において投資信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託会社の利害関係人、投資信託約款に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、上記 から までに掲げる資産への投資等ならびに上記 の1．から10．までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

### （3）【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

#### フィデリティの企業調査情報の活用

##### フィデリティの企業調査

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要拠点のア

ナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用できるシステムを構築し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制（2009年6月末日現在）

（単位：人）

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	107	54	16	26	203
	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	24	7	0	2	33
アナリスト	株式	221	88	32	37	378
	ハイ・イールド債券	25	0	0	0	25
	投資適格債券	57	22	2	4	85
トレーダー	株式	39	13	0	15	67
	ハイ・イールド債券	4	0	0	0	4
	投資適格債券	31	9	0	4	44
合計		519	193	50	88	850
運用に関するコンプライアンス部門		48	8	6	10	72

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

### フィデリティの運用哲学

株式の運用においては、運用哲学の基礎を「ボトム・アップ・アプローチ」という調査・分析の手法にしています。「ボトム・アップ・アプローチ」とは、綿密な個別企業調査を行なうことにより、企業の将来の成長性や財務内容等ファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。世界の調査部を7つのセクター（消費、ヘルスケア、公共事業、シクリカル、テクノロジー、金融、天然資源）に分け、企業の中長期的な成長の原動力となる競争力を多面的に調査します。調査対象企業からの情報のみならず、世界中の競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先から、より広く、かつ客観的な情報を収集し、収益予測を行ない、最終的に中長期的な成長力を持った企業を発掘することに注力しています。

セクター分類は、フィデリティ独自の定義によるものです。なお、日本においては天然資源セクターを独立して設けてはおりません。

債券の運用においては、運用哲学の基礎を「過度のリスクをとらずに超過収益を生み出す」ことにしています。投資適格債券の運用においては、社内の債券専任アナリストによる計量分析（クオンツ分析）、発行体の信用分析（ファンダメンタルズ分析）の双方を活用した複数の戦略の積み重ねにより、付加価値を創出することを目的としています。ハイ・イールド債券（高利回り社債）の運用においては、ハイ・イールド債券発行企業専任の社内アナリスト等が、株式同様、ボトム・アップによる徹底した個別企業調査を行ない、債務不履行等のリスクを最小限に抑える運用を行なうことに注力しています。いずれの場合においても、社内の株式アナリストとの間で調査情報の共有、調査活動の連携が行なわれています。

上記は、フィデリティの主たる投資対象の運用哲学について述べたものです。

## 運用プロセス

企業調査から、ポートフォリオ構築まで

### 投資アイディア

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しています。この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイディアを発掘します。

### 企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材には、アナリストと共にポートフォリオ・マネージャーも加わり、最高経営責任者（CEO）から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ちます。さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。

さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価（レーティング）を付与、ポートフォリオ・マネージャーに対して提示します。

フィデリティ内部の個別銘柄レーティングは、ファンドのパフォーマンス向上を目指すためのものであり、一般に公表されることはありません。

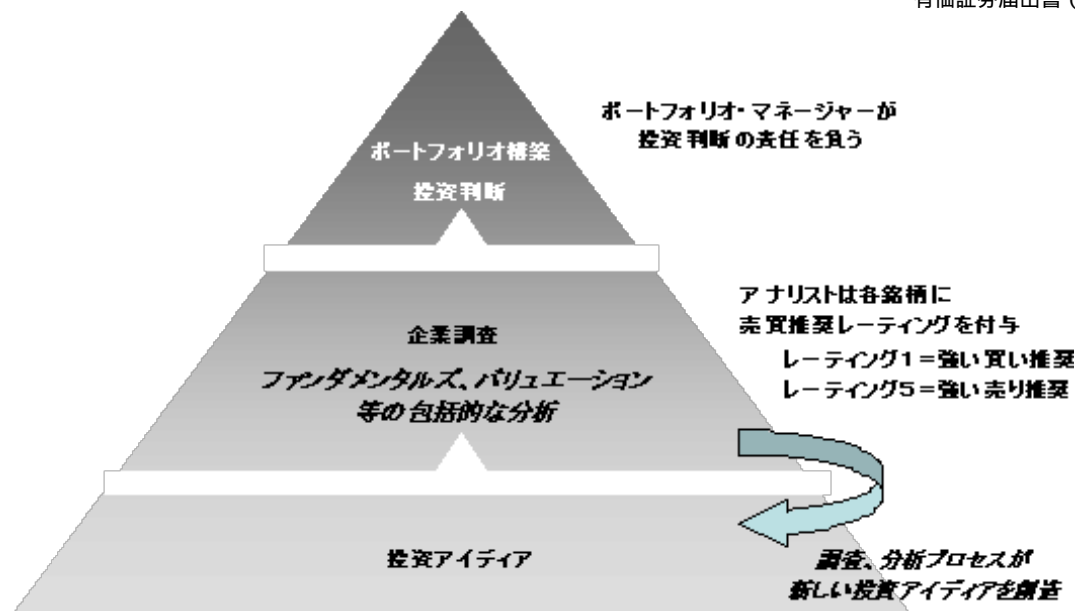
### 投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイディア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。

国別、通貨別および業種別配分は、基本的に個別銘柄選択の積み上げの結果です。

マザーファンド運用に関する意思決定の権限は、担当するポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量によりマザーファンド運営が行なわれています。ポートフォリオ・マネージャーは、社内アナリストのレーティングに基づいて判断することも、あるいはその他の資料等に基づいて判断することも自由に選択可能であり、自身が適切と考える手段で投資判断する権限を持ちます。従って、社内のリサーチ・チームがレーティングを付与していない銘柄への投資や、レーティング内容とは異なる投資判断を行なうこともありえます。

なお、当該ファンドにおいては運用部門において各マザーファンドへの組入比率が基本資産配分から大きく乖離しないように運用されます。



### ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシーにおける運用

ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシー（以下「ジオード」といいます。）における指数連動型商品の一般的な運用は、連動を目指すインデックスにおける構成銘柄の比率やリスク特性などの複製をはかることにより、インデックスと同様な値動きをすることを目指しています。

指数連動型商品の一般的な運用は、インデックスを構成する個別銘柄におけるコーポレートアクションや発行済み株式数の増減の調整などを行いません。また、概ね、ポートフォリオ全体の特性や各固有銘柄のリスクなどは、インデックスと相对比较において詳細に分析されています。

### 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹する」ことを基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャーに関する基本事項を定めた「服務規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3) 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

#### (4) 【分配方針】

##### 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年2月15日および8月15日、当該日が休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

##### 利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、借入有価証券品貸料、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬等（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、費用を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。  
分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとしします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### (5) 【投資制限】

##### ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとしします。
- (b) 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- (c) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (d) マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の

純資産総額の5%以内とします。

- (e) 信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
  2. 株式分割により取得する株券
  3. 有償増資により取得する株券
  4. 売り出しにより取得する株券
  5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（5.に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- (f) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (g) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (h) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (i) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (j) 有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。投資信託財産の一部解約等の事由により、前文の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- (k) 有価証券の空売りの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。投資信託財産の一部解約等の事由により、前文の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- (l) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(m) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

資金借入額は、1. から 3. に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

#### 投資信託法および関係法令に基づく投資制限

(a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。

(b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）マザーファンドの投資方針等は以下のとおりです。

各マザーファンドの投資方針等は、投資態度を除き、全て同一です。

#### (1) 投資態度

フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド

主として世界各国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ないます。

S & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックス（円換算）の動きに連動する投資成果を目指します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド

主として世界各国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株

式に投資を行ないます。

S & Pグローバル・ウォーター・インデックス（円換算）の動きに連動する投資成果を目指します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

#### フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド

主として世界各国の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ないます。

DAXグローバル®アグリビジネス・インデックス（円換算）の動きに連動する投資成果を目指します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

株式の組入比率は、原則として高位を維持します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

### (2) 投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものを用い、下記「(5)その他の投資対象」の から までに定めるものに限りま

す。)

3. 金銭債権
4. 約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

1. デリバティブ取引に係る権利と類似の取引に係る権利
2. 為替手形

### (3) 投資対象とする有価証券

委託会社（委託会社から運用の委託を受けた者を含みます。）は、マザーファンドの信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）



10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から11. までの証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
  14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資口を含みます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### (4) 投資対象とする金融商品

上記(3)にかかわらず、委託会社は、マザーファンドの信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

#### (5) その他の投資対象

投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡または買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行なうことの指図をすることができます。なお、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。なお、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または上記の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

組入外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### (6) マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。また、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券

5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

有価証券の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。投資信託財産の一部解約等の事由により、前文の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

有価証券の空売りの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。投資信託財産の一部解約等の事由により、前文の売付けに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

### 3【投資リスク】

（注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。）

#### (1) 投資リスク

ファンドが主に投資を行なうマザーファンドは、主として海外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。

ファンドの基準価額は、組入れた株式およびその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、原則として為替ヘッジを行ないませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。さらに、組入れた株式およびその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入れた株式およびその他の有価証券の価格の下落あるいは組入れた株式およびその他の有価証券の発行会社の倒産ならびに財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた損益は全て受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

#### 有価証券（株式・債券等）の価格変動リスク

基準価額は株価や債券価格等の市場価格の動きを反映して変動します。

#### 為替リスク

ファンドは主として日本以外の外国の有価証券等に投資を行なうため、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドの基準価額が変動します。なお、ファンドは原則として外貨建資産について為替リスクを回避するための為替ヘッジを行ないません。

#### カントリー・リスク

ファンドは主として海外の金融・証券市場に投資を行なうため、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興諸国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。

#### 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当するため、保有証券を売却いたします。その際には、取引執行コストがかかり、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、売却の際の市況動向や取引量等の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことにより、ファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

#### 信用リスク

有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

### ベンチマークとの乖離に関するリスク

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、ベンチマークの値動きに概ね連動する運用成果を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象国または地域の株式市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

### 有価証券先物取引等のリスク

ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法（たとえば有価証券先物取引等）を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

## (2) 投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

マザーファンドにかかる運用の委託先の法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

## (3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

申込手数料率は3.15%（税抜き3.00%）を超えないものとします。申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの発行価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

### (2)【換金（解約）手数料】

一部解約にあたっての手数料はかかりませんが、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して0.20%の信託財産留保額<sup>\*1</sup>を負担していただきます。従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.20%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額<sup>\*2</sup>とします。

\*1 「信託財産留保額」とは、引き続きファンドを保有する受益者と途中で解約する受益者との公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差し引いて投資信託財産中に留保する金額をいいます。

\*2 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.20%)

### (3)【信託報酬等】

信託報酬（消費税等相当額を含みます。）の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年1.218%（税抜き1.16%）の率を乗じて得た額とします。

上記の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通りに定めます。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.5775% (税抜き0.55%)	0.5775% (税抜き0.55%)	0.063% (税抜き0.06%)	1.218% (税抜き1.16%)

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受

託会社に対して支弁されます。

マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

#### （４）【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

先物取引やオプション取引等に要する費用

借入有価証券に係る品貸料

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

- 1．投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 3．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含まれます。）
- 6．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込み）を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末の翌営業日または信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

（注）上記のほか、ファンドが投資対象とする各マザーファンドにおけるその他の費用は以下の通りです。

- ・マザーファンドの一部解約時において、当該マザーファンドの一部解約を行なう日の前営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.20%の率を乗じて得た額）が差し引かれ、当該マザーファンドの投資信託財産中に留保されます。
- ・マザーファンドのベンチマークに関するインデックス・ライセンス・フィーは、当該マザーファンドの投資信託財産中から支弁されます。

上記(1)～(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なります。

で、表示することができません。

#### （５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のよう  
な取扱いとなります。

個別元本方式について

##### １．個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料  
および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元  
本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追  
加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されま  
す。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、  
個別元本の算出が行なわれず、また、同一販売会社であっても複数支店等で同一  
ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の  
両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該  
特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分  
配金」については、下記「３．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

##### ２．一部解約時および償還時の課税について

<個人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料お  
よび当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益が譲渡益と  
して課税対象となります。

<法人の受益者の場合>

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

##### ３．収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱  
いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分が  
あります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受  
益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、  
当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が  
当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金と  
なり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から  
当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

##### １．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金につい  
て、2011年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、2012年1月1日か  
からは20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されま  
す。なお、確定申告を行なうことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選  
択することもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配  
金のみであり、特別分配金は課税されません。



一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課税対象(譲渡所得)となり、2011年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、2012年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を選択した場合は申告不要となります。

## 2. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2011年12月31日までは7%(所得税7%)、2012年1月1日からは15%(所得税15%)の税率により源泉徴収されます。(地方税の源泉徴収はありません。)収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

税金の内容等について、詳しくは販売会社までお問い合わせください。また、上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものではありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がもたらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

(2009年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	12,194,557,755	99.67
小計		12,194,557,755	99.67
その他の資産			
預金・その他	日本	130,439,308	1.07
小計		130,439,308	1.07
負債	-	90,325,007	0.74
合計(純資産総額)		12,234,672,056	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド

(2009年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	日本	51,338,000	1.27
	中国	101,993,771	2.52
	ノルウェー	212,730,420	5.26
	デンマーク	237,161,790	5.86
	イギリス	45,729,263	1.13
	フランス	157,347,318	3.89
	ドイツ	523,382,693	12.93
	スペイン	648,635,198	16.03
	アメリカ	956,462,172	23.63
	ケイマン諸島	557,269,795	13.77
	チリ	206,071,214	5.09
	ブラジル	209,883,885	5.19
小計		3,908,005,519	96.57
投資信託受益証券	アメリカ	25,721,072	0.64
小計		25,721,072	0.64
投資証券	オーストラリア	113,069,931	2.79
小計		113,069,931	2.79
その他の資産			
預金・その他	-	10,393,735	0.25
小計		10,393,735	0.25
負債	-	10,182,650	0.25
合計(純資産総額)		4,047,007,607	100.00

## フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド

（2009年9月30日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	日本	342,332,000	8.20
	香港	77,968,096	1.87
	シンガポール	47,676,423	1.14
	スウェーデン	20,266,938	0.49
	イギリス	617,866,097	14.80
	オランダ	39,754,150	0.95
	フランス	567,349,092	13.59
	スイス	233,312,541	5.59
	スペイン	51,376,991	1.23
	イタリア	50,604,267	1.21
	フィンランド	99,204,021	2.38
	オーストリア	105,403,266	2.53
	ギリシャ	10,365,640	0.25
	アメリカ	1,573,509,259	37.70
	ブラジル	86,981,375	2.08
	オーストラリア	147,168,364	3.53
小計		4,071,138,520	97.54
投資信託受益証券	アメリカ	94,338,104	2.26
小計		94,338,104	2.26
その他の資産			
預金・その他	-	19,872,438	0.47
小計		19,872,438	0.47
負債	-	11,434,004	0.27
合計（純資産総額）		4,173,915,058	100.00

## フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド

(2009年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
株式	日本	167,328,000	4.21
	香港	53,399,524	1.34
	シンガポール	405,548,622	10.21
	マレーシア	213,611,037	5.37
	インドネシア	70,543,005	1.77
	ノルウェー	140,750,392	3.54
	イギリス	48,417,021	1.22
	アイルランド	19,153,142	0.48
	オランダ	90,778,194	2.28
	スイス	301,755,824	7.59
	カナダ	473,955,876	11.93
	アメリカ	1,356,538,267	34.14
	バミューダ	130,193,529	3.28
	チリ	161,610,737	4.07
	ブラジル	177,572,341	4.47
	アルゼンチン	9,892,996	0.25
	モーリシャス	57,862,620	1.46
オーストラリア	75,919,477	1.91	
小計		3,954,830,604	99.52
その他の資産			
預金・その他	-	20,193,302	0.51
小計		20,193,302	0.51
負債	-	1,193,786	0.03
合計(純資産総額)		3,973,830,120	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年9月30日現在)

順位	種類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・グ ローバル・ウォー ター・マザーファ ンド	日本	7,097,906,598	0.5630	3,996,125,154	0.5880	4,173,569,079	34.11
2	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・グ ローバル・クリー ン・エネルギー・ マザーファンド	日本	12,441,200,990	0.3302	4,108,628,607	0.3253	4,047,122,682	33.08
3	親投資 信託受 益証券	フィデリティ・グ ローバル・アグリ ビジネス・マザー ファンド	日本	6,485,826,660	0.6443	4,178,927,439	0.6127	3,973,865,994	32.48

## 種類別投資比率

(2009年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.67

## (参考) マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄

## フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド

(2009年9月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	ユーロ スペイン	株式 資本財	118,159.00	15.42 1,822,500.20	15.46 1,826,738.14	5.94
2	VESTAS WIND SYSTEMS AS	デンマーク・ク ローネ デンマーク	株式 資本財	36,435.00	393.59 14,340,623.14	367.75 13,398,971.25	5.85
3	EDP RENOVAVEIS SA	ユーロ スペイン	株式 公益事業	221,610.00	7.04 1,560,193.81	7.46 1,653,875.43	5.38
4	RENEWABLE ENERGY CORP AS	ノルウェー・ク ローネ ノルウェー	株式 資本財	281,440.00	45.53 12,815,503.89	48.86 13,751,158.40	5.26
5	COPEL (CIA PARANA)PN B SP ADR	アメリカ・ドル ブラジル	株式 公益事業	134,720.00	15.38 2,073,145.50	17.27 2,326,614.40	5.19
6	ENDESA (CHILE) SPON ADR	アメリカ・ドル チリ	株式 公益事業	48,500.00	48.40 2,347,667.92	47.10 2,284,350.00	5.09

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
7	IBERDROLA RENOVABLES SA	ユーロ スペイン	株式 公益事業	432,256.00	3.14 1,357,598.36	3.34 1,443,735.04	4.70
8	SUNPOWER CORP CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	68,400.00	27.60 1,888,406.72	30.44 2,082,096.00	4.64
9	COVANTA HOLDING CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 商業・専門サー ビス	119,320.00	17.20 2,053,153.76	17.18 2,049,917.60	4.57
10	SUNTECH POWER HLDGS CO LTD ADR	アメリカ・ドル ケイマン諸島	株式 資本財	125,124.00	17.57 2,199,636.33	15.45 1,933,165.80	4.31
11	FIRST SOLAR INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	12,675.00	141.41 1,792,384.99	152.05 1,927,233.75	4.30
12	SOLARWORLD AG	ユーロ ドイツ	株式 資本財	80,539.00	16.13 1,299,565.54	16.05 1,292,650.95	4.21
13	EDF ENERGIES NOUVELLES SA	ユーロ フランス	株式 公益事業	32,665.00	34.60 1,130,500.35	36.57 1,194,559.05	3.89
14	NORDEX AG	ユーロ ドイツ	株式 資本財	96,840.00	12.71 1,231,320.58	12.00 1,162,080.00	3.78
15	Q-CELLS SE	ユーロ ドイツ	株式 資本財	86,162.00	12.63 1,088,264.43	12.79 1,102,011.98	3.59
16	MEMC ELECTRONIC MATERIALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 半導体・半導体 製造装置	93,415.00	16.79 1,569,068.29	16.55 1,546,018.25	3.45
17	LDK SOLAR CO LTD SPON ADR	アメリカ・ドル ケイマン諸島	株式 半導体・半導体 製造装置	160,550.00	9.21 1,479,894.23	8.98 1,441,739.00	3.21
18	JA SOLAR HOLDING SPON ADR	アメリカ・ドル ケイマン諸島	株式 資本財	306,869.00	4.15 1,275,454.00	4.13 1,267,368.97	2.83
19	INFIGEN ENERGY STAPLED UT	オーストラリア・ ドル オーストラリア	投資証券 -	954,660.00	1.22 1,174,106.02	1.50 1,431,990.00	2.79
20	YINGLI GREEN EN HLD CO LTD ADR	アメリカ・ドル 中国	株式 資本財	92,296.00	12.39 1,144,152.68	12.25 1,130,626.00	2.52
21	ORMAT TECHNOLOGIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	25,588.00	38.13 975,858.48	41.51 1,062,157.88	2.37
22	TRINA SOLAR LTD SPON ADR	アメリカ・ドル ケイマン諸島	株式 資本財	32,190.00	28.25 909,499.90	31.88 1,026,217.20	2.29
23	ENERGY CONVERSION DEVICES	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	76,599.00	13.31 1,020,152.39	11.89 910,762.11	2.03
24	PHOENIX SOLAR AG	ユーロ ドイツ	株式 資本財	10,470.00	35.76 374,420.99	39.80 416,706.00	1.36
25	日本風力開発	日本・円 日本	株式 卸売業	133.00	392,079.83 52,146,618.00	386,000 51,338,000.00	1.27

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
26	SOLARFUN PWR HLDGS SPON ADR	アメリカ・ドル ケイマン諸島	株式 資本財	87,907.00	6.66 585,894.26	5.79 508,981.53	1.13
27	PV CRYSTALOX SOLAR PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 資本財	412,135.00	0.86 355,175.14	0.77 317,343.95	1.13
28	EVERGREEN SOLAR INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	201,304.00	1.99 401,551.93	1.97 396,568.88	0.88
29	FUELCELL ENERGY INC.	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	77,323.00	3.79 293,060.90	4.29 331,715.67	0.74
30	GT SOLAR INTERNATIONAL INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	49,194.00	5.49 270,196.88	6.02 296,147.88	0.66

## フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド

(2009年9月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	VEOLIA ENVIRONNEMENT	ユーロ フランス	株式 公益事業	125,727.00	22.74 2,859,031.98	26.15 3,287,761.05	10.37
2	栗田工業	日本・円 日本	株式 機械	89,600.00	3,030.00 271,488,000.00	3,220 288,512,000.00	6.90
3	NALCO HOLDING CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	131,936.00	17.51 2,310,199.36	20.83 2,748,226.88	5.93
4	GEBERIT INTL AG (REG)	スイス・フラン スイス	株式 資本財	17,140.00	152.30 2,610,422.00	156.30 2,678,982.00	5.58
5	UNITED UTILITIES GROUP PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 公益事業	328,411.00	4.41 1,450,262.98	4.54 1,493,284.81	5.16
6	ITT INDUSTRIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	37,281.00	49.21 1,834,598.01	52.33 1,950,914.73	4.22
7	SEVERN TRENT PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 公益事業	117,971.00	9.49 1,119,544.79	9.65 1,139,010.00	3.93
8	DANAHER CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	26,679.00	60.10 1,603,407.90	67.38 1,797,631.02	3.89
9	WORLEYPARSONS LTD	オーストラリア・ ドル オーストラリア	株式 エネルギー	62,840.00	27.35 1,718,674.00	29.66 1,863,834.40	3.53
10	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	ユーロ フランス	株式 公益事業	65,540.00	12.57 824,165.50	15.55 1,019,474.70	3.22
11	PENTAIR INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	48,787.00	27.17 1,325,542.79	29.83 1,455,316.21	3.15

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
12	PENNON GROUP PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 公益事業	171,185.00	4.46 764,341.03	4.73 810,560.97	2.80
13	ITRON INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 テクノロジー・ ハードウェア及 び機器	17,325.00	52.39 907,656.75	64.17 1,111,745.25	2.40
14	AQUA AMERICA INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	62,194.00	16.78 1,043,615.32	17.20 1,069,736.80	2.31
15	IDEX CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	37,011.00	26.73 989,304.03	28.29 1,047,041.19	2.26
16	POWERSHARES GLBL WATER POR FD	アメリカ・ドル アメリカ	投資信託受益券 -	59,929.00	16.24 973,246.96	17.45 1,045,761.05	2.26
17	SABESP(CIA SANEAM BASIC)SP ADR	アメリカ・ドル ブラジル	株式 公益事業	24,870.00	33.36 829,663.20	38.77 964,209.90	2.08
18	ANDRITZ AG	ユーロ オーストリア	株式 資本財	18,140.00	34.09 618,392.60	34.90 633,086.00	2.00
19	TETRA TECH INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 商業・専門サー ビス	30,090.00	30.81 927,072.90	26.76 805,208.40	1.74
20	WATTS WATER TECH INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	26,541.00	28.16 747,394.56	30.31 804,457.71	1.74
21	ARCH CHEMICALS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	23,727.00	27.69 657,000.63	31.20 740,282.40	1.60
22	NORTHUMBRIAN WATER GRP PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 公益事業	174,062.00	2.28 397,209.49	2.47 430,107.20	1.48
23	HALMA PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 テクノロジー・ ハードウェア及 び機器	184,600.00	1.93 356,647.20	2.24 414,796.20	1.43
24	VALMONT INDUSTRIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	7,470.00	84.20 628,974.00	86.33 644,885.10	1.39
25	AMERICAN WATER WRKS COMPANY	アメリカ・ドル アメリカ	株式 公益事業	30,500.00	19.14 583,770.00	20.19 615,795.00	1.33
26	KEMIRA OY	ユーロ フィンランド	株式 素材	36,982.00	9.91 366,491.62	11.15 412,349.30	1.30
27	GUANGDONG INVESTMENTS LTD	香港・ドル 香港	株式 公益事業	1,194,000.00	4.07 4,859,580.00	3.83 4,573,020.00	1.28
28	MUELLER WATER PRODUCTS INC CLA	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	98,618.00	3.94 388,554.92	5.45 537,468.10	1.16



順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
29	UPONOR OYJ	ユーロ フィンランド	株式 資本財	29,303.00	10.47 306,802.41	11.63 340,793.89	1.08
30	WAVIN NV	ユーロ オランダ	株式 資本財	208,000.00	1.23 255,840.00	1.45 301,808.00	0.95

## フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド

(2009年9月30日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
1	WILMAR INTERNATIONAL LTD	シンガポール・ ドル シンガポール	株式 食品・飲料・タ バコ	782,000.00	6.55 5,128,045.09	6.51 5,090,820.00	8.15
2	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	カナダ・ドル カナダ	株式 素材	39,377.00	105.14 4,140,461.88	98.60 3,882,572.20	8.12
3	MONSANTO CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	45,325.00	81.02 3,672,293.46	77.23 3,500,449.75	7.95
4	SYNGENTA AG SPONS ADR	アメリカ・ドル スイス	株式 素材	73,340.00	46.32 3,397,706.00	45.61 3,345,037.40	7.59
5	MOSAIC CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	67,669.00	54.05 3,657,518.38	48.77 3,300,217.13	7.49
6	DEERE & CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	46,564.00	44.59 2,076,598.56	43.20 2,011,564.80	4.57
7	ARCHER DANIELS MIDLAND CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・飲料・タ バコ	68,527.00	27.92 1,913,481.32	28.20 1,932,461.40	4.39
8	クボタ	日本・円 日本	株式 機械	224,000.00	799.45 179,076,806.00	747 167,328,000.00	4.21
9	SOC QUIMICA Y MIN CH PFD B ADR	アメリカ・ドル チリ	株式 素材	45,830.00	40.29 1,846,506.85	39.09 1,791,494.70	4.07
10	BRASIL FOODS SA SPON ADR	アメリカ・ドル ブラジル	株式 食品・飲料・タ バコ	32,800.00	48.30 1,584,559.16	52.78 1,731,184.00	3.93
11	IOI CORP BHD (INDUSTRIAL OXY)	マレーシア・リ ンギット マレーシア	株式 食品・飲料・タ バコ	1,091,000.00	5.34 5,836,182.26	5.20 5,673,200.00	3.70
12	YARA INTL	ノルウェー・ク ローネ ノルウェー	株式 素材	50,800.00	179.03 9,094,824.58	179.10 9,098,280.00	3.54

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
13	BUNGE LIMITED	アメリカ・ドル パミュダ	株式 食品・飲料・タバコ	23,323.00	66.83 1,558,747.71	61.88 1,443,227.24	3.28
14	AGRIUM INC	カナダ・ドル カナダ	株式 素材	27,330.00	53.30 1,456,815.45	54.40 1,486,752.00	3.12
15	KUALA LUMPUR KEPONG BHD (MLAY)	マレーシア・リンギット マレーシア	株式 食品・飲料・タバコ	185,700.00	13.97 2,596,015.19	13.88 2,577,516.00	1.68
16	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	8,431.00	82.97 699,538.19	85.84 723,717.04	1.64
17	CNH GLOBAL NV	アメリカ・ドル オランダ	株式 資本財	41,400.00	18.42 762,960.00	17.16 710,424.00	1.61
18	TYSON FOODS INC CL A	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・飲料・タバコ	53,344.00	11.39 607,902.08	12.62 673,201.28	1.53
19	GOLDEN AGRICULTURAL RESOURCES LTD	シンガポール・ドル モーリシャス	株式 食品・飲料・タバコ	2,112,800.00	0.50 1,063,501.36	0.43 908,504.00	1.46
20	OLAM INTERNATIONAL LTD	シンガポール・ドル シンガポール	株式 食品・生活必需品小売り	347,500.00	2.51 872,512.28	2.48 861,800.00	1.38
21	TERRA INDUSTRIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	17,361.00	32.77 569,050.97	34.90 605,898.90	1.38
22	ASTRA AGRO LESTARI TBK (DEMAT)	インドネシア・ルピー インドネシア	株式 食品・飲料・タバコ	274,500.00	22,956.00 6,301,423,351.00	20,850.00 5,723,325,000.00	1.35
23	CHINA AGRICULTURAL INDUSTRIES HOLDING LTD	香港・ドル 香港	株式 食品・飲料・タバコ	670,700.00	5.23 3,513,160.68	6.84 4,587,588.00	1.34
24	TATE & LYLE PLC	イギリス・ポンド イギリス	株式 食品・飲料・タバコ	79,980.00	3.97 317,727.02	4.20 335,995.98	1.22
25	AGCO CORP	アメリカ・ドル アメリカ	株式 資本財	16,091.00	30.61 492,624.24	27.57 443,628.87	1.01
26	DEL MONTE FOODS CO	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・飲料・タバコ	34,410.00	10.21 351,648.43	11.77 405,005.70	0.92
27	NUFARM LTD	オーストラリア・ドル オーストラリア	株式 素材	38,000.00	11.66 443,261.28	11.45 435,100.00	0.86

順位	銘柄名	通貨 地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額	評価単価 時価金額	投資 比率 (%)
28	CORN PRODUCTS INTL INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・飲料・タ バコ	12,994.00	31.44 408,624.84	28.27 367,340.38	0.83
29	SMITHFIELD FOODS INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 食品・飲料・タ バコ	24,965.00	11.96 298,755.16	13.70 342,020.50	0.78
30	INTREPID POTASH INC	アメリカ・ドル アメリカ	株式 素材	13,040.00	26.29 342,849.30	23.52 306,700.80	0.70

(参考) マザーファンドの種類別および業種別投資比率  
 フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド

(2009年9月30日現在)

種 類	国内 / 外国	業 種	投資比率 (%)
株式	国内	卸売業	1.27
	小計		1.27
	外国	資本財	57.45
		商業・専門サービス	4.57
		公益事業	26.62
		半導体・半導体製造装置	6.66
小計		95.30	
投資信託受益証券	外国	-	0.64
	小計		0.64
投資証券	外国	-	2.79
	小計		2.79
合計(対純資産総額比)			100.00

フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド

(2009年9月30日現在)

種 類	国内 / 外国	業 種	投資比率 (%)
株式	国内	化学	0.33
		機械	7.87
	小計		8.20
	外国	エネルギー	3.53
		素材	9.68
		資本財	30.55
		商業・専門サービス	2.86
		各種金融	0.25
		テクノロジー・ハードウェア及び機器	3.83
		公益事業	38.64
小計		89.34	
投資信託受益証券	外国	-	2.26
	小計		2.26
合計(対純資産総額比)			99.80

## フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド

(2009年9月30日現在)

種類	国内/外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	機械	4.21
	小計		4.21
	外国	素材	46.46
		資本財	7.38
		食品・生活必需品小売り	2.39
		食品・飲料・タバコ	39.08
	小計		95.31
合計(対純資産総額比)			99.52

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

2009年9月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2008年2月15日)	16,939	16,939	0.8968	0.8968
2期	(2008年8月15日)	18,312	18,312	0.8744	0.8744
3期	(2009年2月16日)	8,587	8,587	0.3850	0.3850
4期	(2009年8月17日)	12,250	12,250	0.4982	0.4982
	2008年9月末日	12,769	-	0.6363	-
	2008年10月末日	8,558	-	0.4317	-
	2008年11月末日	7,638	-	0.3877	-
	2008年12月末日	7,534	-	0.3848	-
	2009年1月末日	7,931	-	0.3675	-
	2009年2月末日	8,279	-	0.3615	-
	2009年3月末日	9,193	-	0.3833	-
	2009年4月末日	10,317	-	0.4334	-
	2009年5月末日	10,752	-	0.4882	-
	2009年6月末日	10,941	-	0.4856	-
	2009年7月末日	11,804	-	0.5057	-
	2009年8月末日	12,138	-	0.4881	-
	2009年9月末日	12,234	-	0.4939	-

## 【分配の推移】

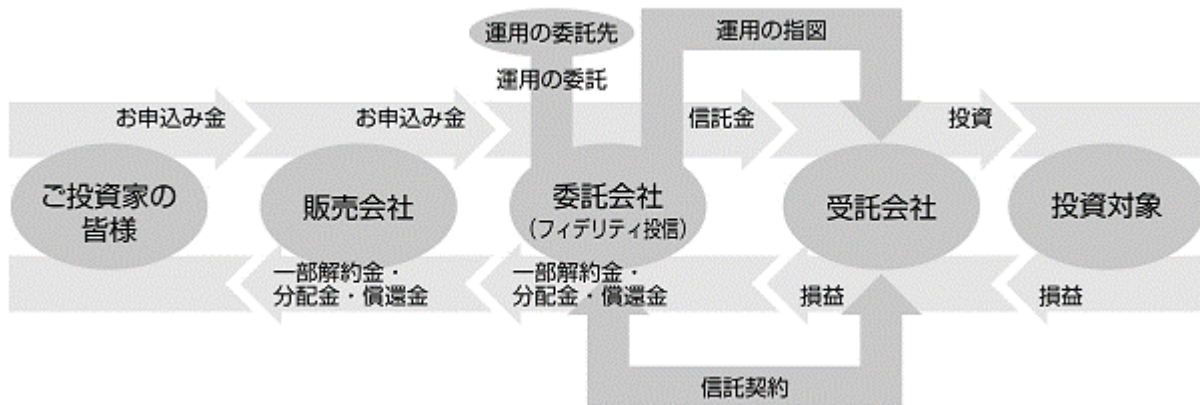
期	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000
第4期	0.0000

## 【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	10.3
第2期	2.5
第3期	56.0
第4期	29.4

(注) 収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

## 6 【手続等の概要】



### (1) 申込（販売）手続等

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日、英国における休業日およびS & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックス、S & Pグローバル・ウォーター・インデックスまたはDAXグローバル®アグリビジネス・インデックスが公表されない日を除きます。取得申込みの受付は、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱いします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は3.15%（税抜き3.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けられた取得申込みの受付を取消することがあります。



ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## (2) 換金（解約）手続等

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において一部解約の実行の請求を行なうことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日、英国における休業日およびS & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックス、S & Pグローバル・ウォーター・インデックスまたはDAXグローバル®アグリビジネス・インデックスが公表されない日を除きます。一部解約の実行の請求の受付は、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.20%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額\*とします。

\* 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.20%)

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

解約代金は、原則として、一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうために1顧客1日当たり5億円を超える一部解約はできません。また、別途、1顧客1日当たり5億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の

請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

## 7【管理及び運営の概要】

### (1) 資産管理等の概要

#### 1．資産の評価

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

#### 2．保管

該当事項はありません。

#### 3．信託期間

信託期間は無期限とします。ただし、下記「5．信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### 4．計算期間

計算期間は原則として毎年2月16日から8月15日までおよび8月16日から翌年2月15日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### 5．信託の終了

イ) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合、またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ) この場合、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ) 上記ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの投資信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本5．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使

しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

二) 上記八) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

ホ) 上記ロ) から二) までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ) から二) までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、下記「6. 投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。)、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

## 6. 投資信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は当該本6. に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、上記の事項(上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者(委託会社および投資信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。

上記からまでの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記 から までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

## 7. 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

## (2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### 1. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### 2. 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### 3．受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「6 手続等の概要（2）換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

### 4．投資信託約款の重大な内容の変更および信託契約の解約に係る議決権

委託会社が前記「(1) 資産管理等の概要 5．信託の終了」に規定する信託の解約または「同6．投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は書面決議により議決権を行使することができます。

### 5．反対者の買取請求権

前記4.の事項につき書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、信託契約の解約または投資信託約款の変更等に規定する書面に付記します。

### 6．帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

## 第2【財務ハイライト情報】

以下の記載事項は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

当該財務諸表については、あらた監査法人により監査証明を受けており、監査報告書は当該財務諸表の箇所に添付されております。

## 1【財務諸表】

## 【フィデリティ・スリー・ベーシック・ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期計算期間 平成21年2月16日現在	第4期計算期間 平成21年8月17日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	134,950,088	166,857,649
親投資信託受益証券	8,566,642,677	12,218,244,167
流動資産合計	8,701,592,765	12,385,101,816
資産合計	8,701,592,765	12,385,101,816
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	45,124,898	67,506,996
未払受託者報酬	3,290,853	3,217,418
未払委託者報酬	60,332,888	58,986,947
その他未払費用	5,223,566	5,107,030
流動負債合計	113,972,205	134,818,391
負債合計	113,972,205	134,818,391
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	22,307,694,556	24,590,664,718
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,720,073,996	12,340,381,293
（分配準備積立金）	46,415,089	151,523,905
元本等合計	8,587,620,560	12,250,283,425
純資産合計	8,587,620,560	12,250,283,425
負債純資産合計	8,701,592,765	12,385,101,816



## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期計算期間 自平成20年8月16日 至平成21年2月16日	第4期計算期間 自平成21年2月17日 至平成21年8月17日
営業収益		
有価証券売買等損益	9,806,992,142	2,768,623,245
営業収益合計	9,806,992,142	2,768,623,245
営業費用		
受託者報酬	3,290,853	3,217,418
委託者報酬	60,332,888	58,986,947
その他費用	5,223,566	5,107,030
営業費用合計	68,847,307	67,311,395
営業利益又は営業損失( )	9,875,839,449	2,701,311,850
経常利益又は経常損失( )	9,875,839,449	2,701,311,850
当期純利益又は当期純損失( )	9,875,839,449	2,701,311,850
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	1,279,958,946	798,714,488
期首剰余金又は期首欠損金( )	2,630,147,894	13,720,073,996
剰余金増加額又は欠損金減少額	587,744,901	7,629,209,281
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	587,744,901	7,629,209,281
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,081,790,500	8,152,113,940
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,081,790,500	8,152,113,940
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	13,720,073,996	12,340,381,293

[次へ](#)

## ( 3 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	第 3 期計算期間 自 平成20年 8 月16日 至 平成21年 2 月16日	第 4 期計算期間 自 平成21年 2 月17日 至 平成21年 8 月17日
1 . 有価証券の評価基準及び 評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評 価しております。時価評価にあ たっては、親投資信託受益証券の 基準価額に基づいて評価しており ます。	親投資信託受益証券 同左
2 . その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事 項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日 が休日のため、平成20年 8 月16日 から平成21年 2 月16日までとなっ ております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末 日、当期末日および翌日が休日 のため、平成21年 2 月17日から平成 21年 8 月17日までとなっております。

## （参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド」、「フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド」、「フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

## 「フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## （１）貸借対照表

区 分	平成21年 2月16日現在	平成21年 8月17日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	22,967,731	24,281,094
金銭信託	16,098,675	23,505,387
株式	2,704,031,114	3,831,473,142
投資信託受益証券	111,019,715	23,558,522
投資証券	-	87,625,789
派生商品評価勘定	21,564	12,011
未収入金	16,050,674	4,880,052
未収配当金	1,903,344	1,608,361
流動資産合計	2,872,092,817	3,996,944,358
資産合計	2,872,092,817	3,996,944,358
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	41,186	27,205
未払金	50,945,742	30,071,027
その他未払費用	345,859	524,217
流動負債合計	51,332,787	30,622,449
負債合計	51,332,787	30,622,449
純資産の部		
元本等		
元本	10,303,813,194	11,996,339,266
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	7,483,053,164	8,030,017,357
元本等合計	2,820,760,030	3,966,321,909
純資産合計	2,820,760,030	3,966,321,909
負債純資産合計	2,872,092,817	3,996,944,358

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>(1) 株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

## 「フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1) 貸借対照表

区 分	平成21年 2月16日現在	平成21年 8月17日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,412,367	21,043,232
金銭信託	31,483,672	-
株式	2,734,108,715	3,925,792,156
投資信託受益証券	95,589,169	149,066,041
派生商品評価勘定	69,756	-
未収入金	8,692,435	-
未収配当金	6,549,522	10,900,325
流動資産合計	2,877,905,636	4,106,801,754
資産合計	2,877,905,636	4,106,801,754
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	143,236	104
未払金	53,875,358	19,063,560
その他未払費用	403,403	521,150
流動負債合計	54,421,997	19,584,814
負債合計	54,421,997	19,584,814
純資産の部		
元本等		
元本	6,455,063,868	7,260,098,555
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	3,631,580,229	3,172,881,615
元本等合計	2,823,483,639	4,087,216,940
純資産合計	2,823,483,639	4,087,216,940
負債純資産合計	2,877,905,636	4,106,801,754

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>(1) 株式 同左</p> <p>(2) 投資信託受益証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左



## 「フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1) 貸借対照表

区 分	平成21年 2月16日現在	平成21年 8月17日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,061,486	31,810,691
金銭信託	-	3,095,492
株式	2,847,633,052	4,025,206,186
投資信託受益証券	74,938,906	129,865,447
派生商品評価勘定	-	48,070
未収配当金	749,043	476,922
流動資産合計	2,924,382,487	4,190,502,808
資産合計	2,924,382,487	4,190,502,808
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	71,234
未払金	-	25,793,288
その他未払費用	2,327,723	-
流動負債合計	2,327,723	25,864,522
負債合計	2,327,723	25,864,522
純資産の部		
元本等		
元本	6,315,136,568	6,463,095,780
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	3,393,081,804	2,298,457,494
元本等合計	2,922,054,764	4,164,638,286
純資産合計	2,922,054,764	4,164,638,286
負債純資産合計	2,924,382,487	4,190,502,808

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>(1) 株式 同左</p> <p>(2) 投資信託受益証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

### 第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換  
名義書換は行なっていません。
- (2) 受益者名簿  
作成しません。
- (3) 受益者に対する特典  
該当するものではありません。
- (4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容  
ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。

(注) 委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

#### 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

#### 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。



## 第4【ファンドの詳細情報の項目】

### 第1 ファンドの沿革

### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益及び剰余金計算書
  - (3) 注記表
  - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況  
(純資産額計算書)
  - 資産総額
  - 負債総額
  - 純資産総額（ - ）
  - 発行済数量
  - 1単位当たり純資産額（ / ）

### 第5 設定及び解約の実績

## 第三部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

2007年10月15日 ファンドの募集開始

2007年10月29日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

## 第2【手続等】

### 1【申込（販売）手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日、英国における休業日およびS & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックス、S & Pグローバル・ウォーター・インデックスまたはDAXグローバル®アグリビジネス・インデックスが公表されない日を除きます。取得申込みの受付は、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに、取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は3.15%（税抜き3.00%）を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得申込みができます。

販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、販売会社が定める期日までにお申込みの販売会社にお支払いいただくものとします。

委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消することがあります。

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。委託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。





## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、一部解約の実行の請求を行なうことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行の休業日、英国における休業日およびS & Pグローバル・クリーン・エネルギー・インデックス、S & Pグローバル・ウォーター・インデックスまたはDAXグローバル®アグリビジネス・インデックスが公表されない日を除きます。一部解約の実行の請求の受付は、午後3時（半日営業日の場合は午前11時）までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.20%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額\*とします。

\* 解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額 = 基準価額 - (基準価額 × 0.20%)

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、一部解約時の差益（譲渡益）に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額（1口当たり）は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として、一部解約の実行の請求を受けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうために1顧客1日当たり5億円を超える一部解約はできません。また、別途、1顧客1日当たり5億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える一部解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える一部解約の実行の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

## 第3【管理及び運営】

### 1【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券：基準価額で評価します。

株式：原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、「3ベシク」として略称で掲載されます。）なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

#### (4)【計算期間】

計算期間は原則として毎年2月16日から8月15日までおよび8月16日から翌年2月15日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

##### (a) 信託の終了

1. イ) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合、またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ) この場合、委託会社は、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解

約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ) 上記ロ)の書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの投資信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本5.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ) 上記ハ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

ホ) 上記ロ)からニ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ロ)からニ)までの規定による信託契約の解約の手続きを行なうことが困難である場合も同様とします。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、「(b)投資信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。)、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (b) 投資信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、投資信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は当該本(b)に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

2. 委託会社は、上記1.の事項(上記1.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な投資信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な投資信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

3. 上記2.の書面決議において、受益者(委託会社および投資信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- 4．上記2．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- 5．書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- 6．上記2．から5．までの規定は、委託会社が重大な投資信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7．上記1．から6．までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況等を記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。

(e) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

(f) 信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

(g) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(h) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

## 2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

### (1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで）から毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとし、収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払いを開始するものとし、なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

### (3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

### (4) 投資信託約款の重大な内容の変更および信託契約の解約に係る議決権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」に規定する信託の解約または「同 (b) 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場

合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は書面決議により議決権を行使することができます。

(5) 反対者の買取請求権

前記(4)の事項につき書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。上記の買取請求の内容および手続きに関する事項は、信託契約の解約または投資信託約款の変更等に規定する書面に付記します。

(6) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。



## 第4【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(平成20年8月16日から平成21年2月16日まで)、および第4期計算期間(平成21年2月17日から平成21年8月17日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【フィデリティ・スリー・ベーシック・ファンド】

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期計算期間 平成21年2月16日現在	第4期計算期間 平成21年8月17日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	134,950,088	166,857,649
親投資信託受益証券	8,566,642,677	12,218,244,167
流動資産合計	8,701,592,765	12,385,101,816
資産合計		
	8,701,592,765	12,385,101,816
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	45,124,898	67,506,996
未払受託者報酬	3,290,853	3,217,418
未払委託者報酬	60,332,888	58,986,947
その他未払費用	5,223,566	5,107,030
流動負債合計	113,972,205	134,818,391
負債合計		
	113,972,205	134,818,391
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	22,307,694,556	24,590,664,718
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	13,720,073,996	12,340,381,293
( 分配準備積立金 )	46,415,089	151,523,905
元本等合計	8,587,620,560	12,250,283,425
純資産合計		
	8,587,620,560	12,250,283,425
負債純資産合計		
	8,701,592,765	12,385,101,816

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期計算期間 自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	第4期計算期間 自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
営業収益		
有価証券売買等損益	9,806,992,142	2,768,623,245
営業収益合計	9,806,992,142	2,768,623,245
営業費用		
受託者報酬	3,290,853	3,217,418
委託者報酬	60,332,888	58,986,947
その他費用	5,223,566	5,107,030
営業費用合計	68,847,307	67,311,395
営業利益又は営業損失（ ）	9,875,839,449	2,701,311,850
経常利益又は経常損失（ ）	9,875,839,449	2,701,311,850
当期純利益又は当期純損失（ ）	9,875,839,449	2,701,311,850
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	1,279,958,946	798,714,488
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,630,147,894	13,720,073,996
剰余金増加額又は欠損金減少額	587,744,901	7,629,209,281
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	587,744,901	7,629,209,281
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,081,790,500	8,152,113,940
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,081,790,500	8,152,113,940
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,720,073,996	12,340,381,293

## （ 3 ）【注記表】

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第3期計算期間 自平成20年8月16日 至平成21年2月16日	第4期計算期間 自平成21年2月17日 至平成21年8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は当期末日 が休日のため、平成20年8月16日 から平成21年2月16日までとなっ ております。	計算期間の取扱い ファンドの計算期間は前期末 日、当期末日および翌日が休日の ため、平成21年2月17日から平成 21年8月17日までとなっております。

## （貸借対照表に関する注記）

項目	第3期計算期間 平成21年2月16日現在	第4期計算期間 平成21年8月17日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	20,942,264,112 円	22,307,694,556 円
期中追加設定元本額	5,307,032,748 円	14,849,037,410 円
期中一部解約元本額	3,941,602,304 円	12,566,067,248 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	22,307,694,556 口	24,590,664,718 口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産 額が元本総額を下回って おり、その差額は 13,720,073,996円です。	貸借対照表上の純資産 額が元本総額を下回って おり、その差額は 12,340,381,293円です。
4. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.3850 円	0.4982 円

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第3期計算期間 自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	第4期計算期間 自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 純資産総額に対して年率0.20%以内の額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、委託者報酬の中から支弁している額 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（0円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（28,506,798円）及び分配準備積立金（46,415,089円）より分配対象収益は74,921,887円（1口当たり0.003359円）であります。分配は行っておりません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末における配当等収益から費用を控除した額（124,111,860円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益から費用を控除した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（69,874,934円）及び分配準備積立金（27,412,045円）より分配対象収益は221,398,839円（1口当たり0.009003円）であります。分配は行っておりません。

## （有価証券に関する注記）

第3期計算期間（平成21年2月16日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	8,566,642,677	9,478,259,178
合 計	8,566,642,677	9,478,259,178

第4期計算期間（平成21年8月17日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	12,218,244,167	2,438,255,212
合 計	12,218,244,167	2,438,255,212

## （デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 有価証券明細表

## (ア) 株式

該当事項はありません。

## (イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・グローバル・ク リーン・エネルギー・マザー ファンド	11,996,339,266	3,965,989,761	-
		フィデリティ・グローバル・ ウォーター・マザーファンド	7,260,098,555	4,087,435,486	-
		フィデリティ・グローバル・ア グリビジネス・マザーファンド	6,463,095,780	4,164,818,920	-
	合計		25,719,533,601	12,218,244,167	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

## 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## （参考情報）

ファンドは、「フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド」、「フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド」、「フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

## 「フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## （１）貸借対照表

区 分	平成21年 2月16日現在	平成21年 8月17日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	22,967,731	24,281,094
金銭信託	16,098,675	23,505,387
株式	2,704,031,114	3,831,473,142
投資信託受益証券	111,019,715	23,558,522
投資証券	-	87,625,789
派生商品評価勘定	21,564	12,011
未収入金	16,050,674	4,880,052
未収配当金	1,903,344	1,608,361
流動資産合計	2,872,092,817	3,996,944,358
資産合計	2,872,092,817	3,996,944,358
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	41,186	27,205
未払金	50,945,742	30,071,027
その他未払費用	345,859	524,217
流動負債合計	51,332,787	30,622,449
負債合計	51,332,787	30,622,449
純資産の部		
元本等		
元本	10,303,813,194	11,996,339,266
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	7,483,053,164	8,030,017,357
元本等合計	2,820,760,030	3,966,321,909
純資産合計	2,820,760,030	3,966,321,909
負債純資産合計	2,872,092,817	3,996,944,358

## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>( 1 ) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>( 2 ) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>( 1 ) 株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>( 2 ) 投資信託受益証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>



項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	平成21年 2月16日現在	平成21年 8月17日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	7,602,793,261 円	10,303,813,194 円
期中追加設定元本額	3,017,998,596 円	4,370,676,647 円
期中一部解約元本額	316,978,663 円	2,678,150,575 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・スリー・ベーシック・ファンド	10,303,813,194 円	11,996,339,266 円
計	10,303,813,194 円	11,996,339,266 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	10,303,813,194 口	11,996,339,266 口
4. 元本の欠損	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,483,053,164円です。</p>	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は8,030,017,357円です。</p>
5. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.2738 円	0.3306 円

（有価証券に関する注記）

（平成21年2月16日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	2,704,031,114	1,705,156,856
投資信託受益証券	111,019,715	9,926,141
合 計	2,815,050,829	1,715,082,997

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）に対応するものとなっております。

（平成21年8月17日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	3,831,473,142	837,661,664
投資信託受益証券	23,558,522	2,113,020
投資証券	87,625,789	10,424,515
合 計	3,942,657,453	825,124,129

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年8月16日から平成21年8月17日まで）に対応するものとなっております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の状況に関する事項

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項  
通貨関連  
(平成21年2月16日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	5,015,079	-	5,056,012	40,933
買建				
アメリカ・ドル	16,098,675	-	16,105,528	6,853
イギリス・ポンド	1,258,560	-	1,264,368	5,808
オーストラリア・ドル	923,375	-	923,223	152
デンマーク・クローネ	1,428,193	-	1,428,703	510
ノルウェー・クローネ	1,404,951	-	1,413,243	8,292
合計	26,128,833	-	26,191,077	19,622

(平成21年8月17日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	839,643	-	832,165	7,478
買建				
アメリカ・ドル	22,564,039	-	22,568,572	4,533
オーストラリア・ドル	839,643	-	812,438	27,205
合計	24,243,325	-	24,213,175	15,194

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

( 3 ) 附属明細表

有価証券明細表

( ア ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	日本風力開発	128	392,000	50,176,000	-
日本・円	小計	128		50,176,000	
アメリカ・ドル	MEMC ELECTRONIC MATERIALS INC	89,531	16.820	1,505,911.420	-
	ENERGY CONVERSION DEVICES	73,410	13.350	980,023.500	-
	FUELCELL ENERGY INC.	74,051	3.790	280,653.290	-
	SUNPOWER CORP CL A	65,544	27.650	1,812,291.600	-
	SUNTECH POWER HLDGS CO LTD ADR	119,899	17.640	2,115,018.360	-
	TRINA SOLAR LTD SPON ADR	30,860	28.310	873,646.600	-
	SOLARFUN PWR HLDGS SPON ADR	84,107	6.700	563,516.900	-
	JA SOLAR HOLDING SPON ADR	293,769	4.170	1,225,016.730	-
	LDK SOLAR CO LTD SPON ADR	153,700	9.220	1,417,114.000	-
	YINGLI GREEN EN HLD CO LTD ADR	88,416	12.430	1,099,010.880	-
	COPEL (CIA PARANA)PN B SP ADR	129,040	15.390	1,985,925.600	-
	COVANTA HOLDING CORP	114,290	17.210	1,966,930.900	-
	ENDESA (CHILE) SPON ADR	46,430	48.460	2,249,997.800	-
	EVERGREEN SOLAR INC	193,053	2.000	386,106.000	-
	FIRST SOLAR INC	12,140	141.780	1,721,209.200	-
	GT SOLAR INTERNATIONAL INC	46,994	5.500	258,467.000	-
	ORMAT TECHNOLOGIES INC	24,535	38.180	936,746.300	-
アメリカ・ドル	小計	1,639,769		21,377,586.080 (2,022,319,643)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
イギリス・ポンド	PV CRYSTALOX SOLAR PLC	394,935	0.863	340,828.900	-
イギリス・ポンド	小計	394,935		340,828.900 (53,067,060)	
デンマーク・クローネ	VESTAS WIND SYSTEMS AS	34,890	394.000	13,746,660.000	-
デンマーク・クローネ	小計	34,890		13,746,660.000 (247,439,880)	
ノルウェー・クローネ	RENEWABLE ENERGY CORP AS	269,640	45.650	12,309,066.000	-
ノルウェー・クローネ	小計	269,640		12,309,066.000 (190,667,432)	
ユーロ	EDF ENERGIES NOUVELLES SA	31,270	34.680	1,084,443.600	-
	PHOENIX SOLAR AG	10,050	35.800	359,790.000	-
	IBERDROLA RENOVABLES SA	413,756	3.140	1,299,193.840	-
	EDP RENOVAVEIS SA	212,107	7.046	1,494,505.920	-
	GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	113,260	15.435	1,748,168.100	-
	NORDEX AG	92,806	12.720	1,180,492.320	-
	SOLARWORLD AG	77,190	16.180	1,248,934.200	-
	Q-CELLS SE	82,579	12.680	1,047,101.720	-
ユーロ	小計	1,033,018		9,462,629.700 (1,267,803,127)	
合計		3,372,380		3,831,473,142 (3,781,297,142)	

## (イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
アメリカ・ドル	POWERSHARES WLDRHL CLEAN ENERG	24,415.000	249,033.000	-
アメリカ・ドル			249,033.000	
	小計	24,415.000	(23,558,522)	
投資信託受益証券			23,558,522	
合計			(23,558,522)	
投資証券				
オーストラリア・ドル	INFIGEN ENERGY STAPLED UT	914,605.000	1,120,391.120	-
オーストラリア・ドル			1,120,391.120	
	小計	914,605.000	(87,625,789)	
投資証券			87,625,789	
合計			(87,625,789)	
合計			111,184,311 (111,184,311)	

(注) 投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

## 有価証券明細表注記

- 1．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信 託受益証券 時価比率	組入投証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 17 銘柄	98.85%	-	-	52.56%
	投資信託受益証券 1 銘柄	-	1.15%	-	
イギリス・ポンド	株式 1 銘柄	100.00%	-	-	1.36%
オーストラリア・ドル	投資証券 1 銘柄	-	-	100.00%	2.25%
デンマーク・クローネ	株式 1 銘柄	100.00%	-	-	6.36%
ノルウェー・クローネ	株式 1 銘柄	100.00%	-	-	4.90%
ユーロ	株式 8 銘柄	100.00%	-	-	32.57%

## 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## 「フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1) 貸借対照表

区 分	平成21年 2月16日現在	平成21年 8月17日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,412,367	21,043,232
金銭信託	31,483,672	-
株式	2,734,108,715	3,925,792,156
投資信託受益証券	95,589,169	149,066,041
派生商品評価勘定	69,756	-
未収入金	8,692,435	-
未収配当金	6,549,522	10,900,325
流動資産合計	2,877,905,636	4,106,801,754
資産合計	2,877,905,636	4,106,801,754
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	143,236	104
未払金	53,875,358	19,063,560
その他未払費用	403,403	521,150
流動負債合計	54,421,997	19,584,814
負債合計	54,421,997	19,584,814
純資産の部		
元本等		
元本	6,455,063,868	7,260,098,555
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	3,631,580,229	3,172,881,615
元本等合計	2,823,483,639	4,087,216,940
純資産合計	2,823,483,639	4,087,216,940
負債純資産合計	2,877,905,636	4,106,801,754



## ( 2 ) 注記表

## ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>( 1 ) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>( 2 ) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>( 1 ) 株式 同左</p> <p>( 2 ) 投資信託受益証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	平成21年 2月16日現在	平成21年 8月17日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	7,530,171,393 円	6,455,063,868 円
期中追加設定元本額	240,430,346 円	1,428,143,082 円
期中一部解約元本額	1,315,537,871 円	623,108,395 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・スリー・ベーシック・ファンド	6,455,063,868 円	7,260,098,555 円
計	6,455,063,868 円	7,260,098,555 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	6,455,063,868 口	7,260,098,555 口
4. 元本の欠損	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,631,580,229円です。</p>	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,172,881,615円です。</p>
5. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.4374 円	0.5630 円

（有価証券に関する注記）

（平成21年2月16日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	2,734,108,715	1,294,626,391
投資信託受益証券	95,589,169	3,892,925
合 計	2,829,697,884	1,290,733,466

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）に対応するものとなっております。

（平成21年8月17日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	3,925,792,156	575,904,150
投資信託受益証券	149,066,041	37,872,370
合 計	4,074,858,197	538,031,780

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年8月16日から平成21年8月17日まで）に対応するものとなっております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 取引の状況に関する事項

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2. 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3. 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4. 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5. 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項  
通貨関連  
(平成21年2月16日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	28,626,557	-	28,768,127	141,570
買建				
香港・ドル	129,276	-	129,258	18
アメリカ・ドル	29,569,070	-	29,581,657	12,587
イギリス・ポンド	10,490,291	-	10,515,649	25,358
シンガポール・ドル	327,066	-	327,306	240
スイス・フラン	5,239,032	-	5,256,900	17,868
スウェーデン・クローネ	313,298	-	313,658	360
ユーロ	12,127,594	-	12,139,289	11,695
合計	86,822,184	-	87,031,844	73,480

(平成21年8月17日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	521,150	-	521,254	104
合計	521,150	-	521,254	104

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
  - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発

表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

( 関連当事者との取引に関する注記 )

該当事項はありません。

( 重要な後発事象に関する注記 )

該当事項はありません。

( 3 ) 附属明細表

有価証券明細表

( ア ) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	日本農薬	21,000	809	16,989,000	-
	荏原製作所	81,000	366	29,646,000	-
	オルガノ	12,000	720	8,640,000	-
	栗田工業	90,200	3,030	273,306,000	-
日本・円	小計	204,200		328,581,000	
香港・ドル	CHINA EVERBRIGHT INTERNATIONAL	679,000	3.090	2,098,110.000	-
	GUANGDONG INVESTMENTS LTD	1,200,000	4.070	4,884,000.000	-
香港・ドル	小計	1,879,000		6,982,110.000 (85,251,563)	
アメリカ・ドル	CALGON CARBON	25,770	14.210	366,191.700	-
	DANAHER CORP	26,880	60.100	1,615,488.000	-
	ITT INDUSTRIES INC	37,560	49.210	1,848,327.600	-
	IDEX CORP	37,340	26.730	998,098.200	-
	ITRON INC	17,425	52.390	912,895.750	-
	LAYNE CHRISTENSEN CO	7,533	23.280	175,368.240	-
	PENTAIR INC	49,156	27.170	1,335,568.520	-
	TETRA TECH INC	30,240	30.810	931,694.400	-
	VALMONT INDUSTRIES INC	7,515	84.200	632,763.000	-
	ARCH CHEMICALS INC	23,914	27.690	662,178.660	-
	NALCO HOLDING CO	132,877	17.510	2,326,676.270	-
	AMERICAN STATES WATER CO	7,592	33.970	257,900.240	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	AMERICAN WATER WRKS COMPANY	30,650	19.140	586,641.000	-
	AQUA AMERICA INC	62,693	16.780	1,051,988.540	-
	BADGER METER INC	6,287	38.160	239,911.920	-
	CALIFORNIA WATER SVC GRP	9,167	37.680	345,412.560	-
	SABESP(CIA SANEAM BASIC)SP ADR	25,070	33.360	836,335.200	-
	FRANKLIN ELECTRIC CO. INC.	12,123	33.230	402,847.290	-
	MUELLER WATER PRODUCTS INC CLA	99,218	3.940	390,918.920	-
	PICO HOLDINGS INC	3,441	30.150	103,746.150	-
	SJW CORP	6,129	21.740	133,244.460	-
	WATTS WATER TECH INC CL A	26,752	28.160	753,336.320	-
アメリカ・ドル	小計	685,332		16,907,532.940 (1,599,452,616)	
イギリス・ポンド	HALMA PLC	186,200	1.932	359,738.400	-
	SEVERN TRENT PLC	118,899	9.490	1,128,351.510	-
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	330,820	4.416	1,460,901.120	-
	NORTHUMBRIAN WATER GRP PLC	175,676	2.282	400,892.630	-
	PENNON GROUP PLC	172,634	4.465	770,810.810	-
イギリス・ポンド	小計	984,229		4,120,694.470 (641,592,129)	
オーストラリア・ドル	WORLEYPARSONS LTD	63,240	27.350	1,729,614.000	-
オーストラリア・ドル	小計	63,240		1,729,614.000 (135,273,110)	
シンガポール・ドル	EPURE INTERNATIONAL LTD	539,000	0.600	323,400.000	-
	HYFLUX LTD	144,000	2.620	377,280.000	-
シンガポール・ドル	小計	683,000		700,680.000 (45,831,478)	
スイス・フラン	GEBERIT INTL AG (REG)	17,260	152.300	2,628,698.000	-
スイス・フラン	小計	17,260		2,628,698.000 (231,141,415)	
スウェーデン・クローネ	CARDO AB	8,840	184.500	1,630,980.000	-
スウェーデン・クローネ	小計	8,840		1,630,980.000 (21,349,528)	
ユーロ	KEMIRA OY	37,274	9.910	369,385.340	-
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	126,660	22.740	2,880,248.400	-
	HERA SPA	118,165	1.674	197,808.210	-
	ANDRITZ AG	18,290	34.090	623,506.100	-
	SUEZ ENVIRONNEMENT SA	66,040	12.575	830,453.000	-
	ATHENS WATER & SEWERAGE PUB CO	13,686	6.840	93,612.240	-
	BWT AG	9,388	16.980	159,408.240	-
	WAVIN NV	209,400	1.230	257,562.000	-
	AGUAS DE BARCELONA (SDAD GEN)	7,298	16.380	119,541.240	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	UPONOR OYJ	29,547	10.470	309,357.090	-
	ACEA SPA	22,151	8.030	177,872.530	-
	FOMENTO DE CONSTRUC Y CONTRA	8,200	28.150	230,830.000	-
ユーロ	小計	666,099		6,249,584.390 (837,319,317)	
合計		5,191,200		3,925,792,156 (3,597,211,156)	

## (イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
アメリカ・ドル	POWERSHARES GLBL WATER POR FD	97,029.000	1,575,750.960	-
アメリカ・ドル		97,029.000	1,575,750.960	
小計			(149,066,041)	
投資信託受益証券			149,066,041	
合計			(149,066,041)	
合計			149,066,041 (149,066,041)	

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

## 有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
香港・ドル	株式 2 銘柄	100.00%	-	2.28%
アメリカ・ドル	株式 22 銘柄 投資信託受益証券 1 銘柄	91.47% -	- 8.53%	46.67%
イギリス・ポンド	株式 5 銘柄	100.00%	-	17.13%
オーストラリア・ドル	株式 1 銘柄	100.00%	-	3.61%
シンガポール・ドル	株式 2 銘柄	100.00%	-	1.22%
スイス・フラン	株式 1 銘柄	100.00%	-	6.17%
スウェーデン・クローネ	株式 1 銘柄	100.00%	-	0.57%
ユーロ	株式 12 銘柄	100.00%	-	22.35%

信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。



## 「フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## (1) 貸借対照表

区 分	平成21年 2月16日現在	平成21年 8月17日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,061,486	31,810,691
金銭信託	-	3,095,492
株式	2,847,633,052	4,025,206,186
投資信託受益証券	74,938,906	129,865,447
派生商品評価勘定	-	48,070
未収配当金	749,043	476,922
流動資産合計	2,924,382,487	4,190,502,808
資産合計	2,924,382,487	4,190,502,808
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	71,234
未払金	-	25,793,288
その他未払費用	2,327,723	-
流動負債合計	2,327,723	25,864,522
負債合計	2,327,723	25,864,522
純資産の部		
元本等		
元本	6,315,136,568	6,463,095,780
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	3,393,081,804	2,298,457,494
元本等合計	2,922,054,764	4,164,638,286
純資産合計	2,922,054,764	4,164,638,286
負債純資産合計	2,924,382,487	4,190,502,808

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	<p>(1) 株式 同左</p> <p>(2) 投資信託受益証券 同左</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p>	<p>為替予約取引 同左</p>

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>

## （貸借対照表に関する注記）

項目	平成21年 2月16日現在	平成21年 8月17日現在
1. 元本の推移		
期首元本額	5,862,219,826 円	6,315,136,568 円
期中追加設定元本額	472,566,156 円	1,263,730,012 円
期中一部解約元本額	19,649,414 円	1,115,770,800 円
2. 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・スリー・ベーシック・ファンド	6,315,136,568 円	6,463,095,780 円
計	6,315,136,568 円	6,463,095,780 円
3. 計算期間末日における受益権の総数	6,315,136,568 口	6,463,095,780 口
4. 元本の欠損	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,393,081,804円です。</p>	<p>貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,298,457,494円です。</p>
5. 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.4627 円	0.6444 円

（有価証券に関する注記）

（平成21年2月16日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	2,847,633,052	1,602,691,496
投資信託受益証券	74,938,906	38,940,294
合 計	2,922,571,958	1,641,631,790

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年8月16日から平成21年2月16日まで）に対応するものとなっております。

（平成21年8月17日現在）

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	4,025,206,186	340,779,791
投資信託受益証券	129,865,447	12,682,645
合 計	4,155,071,633	328,097,146

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成20年8月16日から平成21年8月17日まで）に対応するものとなっております。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## 取引の状況に関する事項

項目	自 平成20年 8月16日 至 平成21年 2月16日	自 平成21年 2月17日 至 平成21年 8月17日
1．取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2．取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3．取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4．取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5．取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6．取引の時価等に関する事項についての補足説明	-	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

## 取引の時価等に関する事項

## 通貨関連

(平成21年2月16日現在)

該当事項はありません。

(平成21年8月17日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	5,374,581	-	5,326,713	47,868
買建				
アメリカ・ドル	1,007,836	-	1,008,038	202
インドネシア・ルピー	427,607	-	427,105	502
オーストラリア・ドル	189,171	-	183,042	6,129
シンガポール・ドル	3,681,448	-	3,634,204	47,244
マレーシア・リングgit	1,076,355	-	1,058,996	17,359
合計	11,756,998	-	11,638,098	23,164

## (注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう  
に評価しております。
  - 計算期間末日において予約為替の受渡し日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
  - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。  
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。  
計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

有価証券明細表

（ア）株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	小松製作所	114,500	1,700	194,650,000	-
	クボタ	234,000	800	187,200,000	-
日本・円	小計	348,500		381,850,000	
香港・ドル	CHINA AGRI-INDUSTRIES HLDG LTD	701,700	5.210	3,655,857.000	-
香港・ドル	小計	701,700		3,655,857.000 (44,638,014)	
アメリカ・ドル	AGCO CORP	16,843	30.660	516,406.380	-
	ARCHER DANIELS MIDLAND CO	65,010	27.870	1,811,828.700	-
	DEERE & CO	41,970	44.530	1,868,924.100	-
	SMITHFIELD FOODS INC	26,163	11.930	312,124.590	-
	TYSON FOODS INC CL A	56,052	11.370	637,311.240	-
	CORN PRODUCTS INTL INC	13,659	31.490	430,121.910	-
	DEL MONTE FOODS CO	36,200	10.200	369,240.000	-
	MONSANTO CO	38,470	81.240	3,125,302.800	-
	BUNGE LIMITED	22,210	67.030	1,488,736.300	-
	CHIQUITA BRANDS INTL INC	8,000	15.340	122,720.000	-
	MOSAIC CO	59,860	54.070	3,236,630.200	-
	TERRA INDUSTRIES INC	18,167	32.720	594,424.240	-
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	8,829	82.870	731,659.230	-
	INTREPID POTASH INC	13,640	26.320	359,004.800	-
	ANDERSONS INC	3,300	27.400	90,420.000	-
	BRASIL FOODS SA SPON ADR	18,850	45.610	859,748.500	-
	CNH GLOBAL NV	43,200	18.450	797,040.000	-
	COSAN LTD CL A	31,500	7.840	246,960.000	-
	CRESUD SACIFYA SPON ADR	9,073	9.330	84,651.090	-
	DARLING INTL INC	14,875	6.970	103,678.750	-
	LINDSAY CORP	2,225	43.790	97,432.750	-
SYNGENTA AG SPONS ADR	65,320	45.890	2,997,534.800	-	
アメリカ・ドル	小計	613,416		20,881,900.380 (1,975,427,776)	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
イギリス・ポンド	TATE & LYLE PLC	88,000	3.969	349,272.000	-
イギリス・ポンド	小計	88,000		349,272.000 (54,381,650)	
インドネシア・ルピー	LONDON SUMATRA PT (DEMAT)	246,500	8,000.000	1,972,000,000.000	-
	ASTRA AGRO LESTARI TBK (DEMAT)	286,500	23,000.000	6,589,500,000.000	-
インドネシア・ルピー	小計	533,000		8,561,500,000.000 (82,190,399)	
オーストラリア・ドル	NUFARM LTD	39,000	11.680	455,520.000	-
	AWB LTD CL B	64,906	1.340	86,974.040	-
	ABB GRAIN LTD	31,270	8.930	279,241.100	-
オーストラリア・ドル	小計	135,176		821,735.140 (64,267,905)	
カナダ・ドル	AGRIUM INC	28,580	53.250	1,521,885.000	-
	POTASH CORP OF SASKATCHEWAN	28,640	105.500	3,021,520.000	-
	VITERRA INC	43,200	9.070	391,824.000	-
	MAPLE LEAF FOODS INC	19,300	9.200	177,560.000	-
カナダ・ドル	小計	119,720		5,112,789.000 (438,677,296)	
シンガポール・ドル	OLAM INTERNATIONAL LTD	312,500	2.530	790,625.000	-
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	947,000	6.550	6,202,850.000	-
	INDOFOOD AGRI RESOURCES LTD	263,000	1.810	476,030.000	-
	GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	2,056,800	0.505	1,038,684.000	-
シンガポール・ドル	小計	3,579,300		8,508,189.000 (556,520,642)	
ノルウェー・クローネ	YARA INTL	53,100	178.860	9,497,466.000	-
ノルウェー・クローネ	小計	53,100		9,497,466.000 (147,115,748)	
マレーシア・リンギット	IOI CORP BHD (INDUSTRIAL OXY)	1,137,000	5.350	6,082,950.000	-
	KUALA LUMPUR KEPONG BHD (MLAY)	196,000	13.980	2,740,080.000	-
マレーシア・リンギット	小計	1,333,000		8,823,030.000 (236,104,283)	
ユーロ	NUTRECO HLDG NV	6,360	30.980	197,032.800	-
	GLANBIA PLC (IREL)	53,200	2.474	131,616.800	-
ユーロ	小計	59,560		328,649.600 (44,032,473)	
合計		7,564,472		4,025,206,186 (3,643,356,186)	



## (イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				
アメリカ・ドル	MARKET VECTORS AGRIBUSINESS FD	35,445.000	1,372,784.850	-
アメリカ・ドル 小計		35,445.000	1,372,784.850 (129,865,447)	
投資信託受益証券 合計			129,865,447 (129,865,447)	
合計			129,865,447 (129,865,447)	

(注) 投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

## 有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
香港・ドル	株式 1 銘柄	100.00%	-	1.18%
アメリカ・ドル	株式 22 銘柄 投資信託受益証券 1 銘柄	93.83% -	- 6.17%	55.80%
イギリス・ポンド	株式 1 銘柄	100.00%	-	1.44%
インドネシア・ルピー	株式 2 銘柄	100.00%	-	2.18%
オーストラリア・ドル	株式 3 銘柄	100.00%	-	1.70%
カナダ・ドル	株式 4 銘柄	100.00%	-	11.63%
シンガポール・ドル	株式 4 銘柄	100.00%	-	14.75%
ノルウェー・クローネ	株式 1 銘柄	100.00%	-	3.90%
マレーシア・リングgit	株式 2 銘柄	100.00%	-	6.26%
ユーロ	株式 2 銘柄	100.00%	-	1.17%

## 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2009年9月30日現在)

種類	金額	単位
資産総額	12,324,997,063	円
負債総額	90,325,007	円
純資産総額（ - ）	12,234,672,056	円
発行済数量	24,771,468,477	口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.4939	円

(参考) マザーファンドの純資産額計算書

フィデリティ・グローバル・クリーン・エネルギー・マザーファンド

(2009年9月30日現在)

種類	金額	単位
資産総額	4,057,190,257	円
負債総額	10,182,650	円
純資産総額（ - ）	4,047,007,607	円
発行済数量	12,441,200,990	口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.3253	円

フィデリティ・グローバル・ウォーター・マザーファンド

(2009年9月30日現在)

種類	金額	単位
資産総額	4,185,349,062	円
負債総額	11,434,004	円
純資産総額（ - ）	4,173,915,058	円
発行済数量	7,097,906,598	口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.5880	円

## フィデリティ・グローバル・アグリビジネス・マザーファンド

(2009年9月30日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	3,975,023,906	円
負債総額	1,193,786	円
純資産総額( - )	3,973,830,120	円
発行済数量	6,485,826,660	口
1 単位当たり純資産額( / )	0.6127	円

## 第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	19,107,282,929	217,130,116	18,890,152,813
第2期	4,019,033,697	1,966,922,398	20,942,264,112
第3期	5,307,032,748	3,941,602,304	22,307,694,556
第4期	14,849,037,410	12,566,067,248	24,590,664,718

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

## 第四部【特別情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金等

(2009年9月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

##### (2) 委託会社等の機構

###### 経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

###### 運用体制

投資信託の運用の流れは以下のとおりです。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、投資対象の綿密な調査を重視した国際的な資産運用業務を行なってきました。

1. 関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
2. ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。
3. ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリス

クを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2009年9月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託132本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額1,950,075,505,003円です。

### 3【委託会社等の経理状況】

委託会社の財務諸表は、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。



## （１）【貸借対照表】

期別		第22期 （平成20年3月31日現在）			第23期 （平成21年3月31日現在）		
科目	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）
（資産の部）							
流動資産							
現金・預金			701,950			457,408	
前払費用			154,012			196,449	
未収委託者報酬			5,981,897			3,351,037	
未収収益			1,220,531			662,964	
未収入金	*1		488,389			894,622	
立替金			283,086			222,426	
繰延税金資産			1,868,041			935,773	
短期貸付金	*1		9,840,000			9,270,000	
未収還付法人税等			-			197,489	
未収還付消費税等			-			228,772	
流動資産計			20,537,908	87.1		16,416,944	85.3
固定資産							
無形固定資産			7,487	0.0		7,487	0.0
電話加入権		7,487			7,487		
投資その他の資産			3,039,964	12.9		2,826,510	14.7
投資有価証券		1,853			3,471		
長期差入保証金		771,239			874,052		
会員預託金		27,430			26,430		
繰延税金資産		2,239,440			1,922,556		
固定資産計			3,047,451	12.9		2,833,998	14.7
資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0

期別		第22期 （平成20年3月31日現在）			第23期 （平成21年3月31日現在）		
科目	注記 番号	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）
（負債の部）							
流動負債							
預り金			14,152			33,911	
未払金	*1		3,662,236			1,918,022	
未払手数料		2,531,153			1,415,082		
その他未払金		1,131,083			502,939		
未払費用			1,896,516			1,210,915	
未払法人税等			71,597			-	
未払消費税等			200,480			-	
賞与引当金			3,010,901			1,626,866	
流動負債計			8,855,885	37.6		4,789,715	24.9
固定負債							
長期賞与引当金			1,111,793			1,135,406	
退職給付引当金			4,383,632			3,581,242	
長期未払費用			114,129			-	
固定負債計			5,609,555	23.8		4,716,648	24.5
負債合計			14,465,440	61.4		9,506,364	49.4
（純資産の部）							
株主資本							
資本金			1,000,000	4.2		1,000,000	5.2
利益剰余金			8,119,921	34.4		8,744,868	45.4
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		8,119,921			8,744,868		
株主資本合計			9,119,921	38.6		9,744,868	50.6
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			3	0.0		289	0.0
評価・換算差額等合計			3	0.0		289	0.0
純資産合計			9,119,918	38.6		9,744,578	50.6
負債・純資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0

## (2) 【損益計算書】

期別		第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日			第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬			30,293,085			20,065,182	
その他営業収益			10,304,276			6,472,679	
営業収益計			40,597,362	100.0		26,537,861	100.0
営業費用							
支払手数料			12,918,756			8,760,856	
広告宣伝費			1,213,161			414,173	
公告料			1,708			864	
受益証券発行費			4,559			1,837	
調査費			4,492,154			3,334,172	
調査費		593,336			666,611		
委託調査費		3,898,817			2,667,561		
営業雑経費			235,224			256,629	
通信費		52,579			45,146		
印刷費		158,047			181,167		
協会費		18,876			27,746		
諸会費		5,722			2,569		
営業費用計			18,865,566	46.5		12,768,533	48.1
一般管理費							
給料			8,338,428			4,930,791	
役員報酬		512,540			424,304		
給料・手当		3,804,933			3,705,312		
賞与		4,020,955			801,174		
福利厚生費			2,037,434			1,099,112	
交際費			53,849			23,400	
旅費交通費			290,874			186,651	
租税公課			86,121			58,534	
弁護士報酬			54,653			41,810	
不動産賃借料・共益費			733,150			654,698	
支払ロイヤリティ			204,294			345,440	
退職給付費用			1,288,984			209,286	
消耗器具備品費			73,578			67,201	
事務委託費			5,695,165			4,076,521	
諸経費			457,572			440,388	
一般管理費計			19,314,108	47.6		12,133,838	45.7
営業利益			2,417,687	6.0		1,635,490	6.2

期別		第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日			第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益	*1						
受取利息			89,618			136,208	
保険配当金			11,056			12,678	
為替差益			-			5,421	
雑益			116,656			1,290	
営業外収益計			217,330	0.5		155,599	0.6
営業外費用							
寄付金			27,376			5,315	
為替差損			8,035			-	
雑損			6,360			94,376	
営業外費用計			41,772	0.1		99,692	0.4
経常利益			2,593,245	6.4		1,691,397	6.4
特別利益							
投資有価証券売却益			-			4	
退職給付引当金戻入益			-			383,190	
賞与引当金戻入益			-			418,216	
特別利益計			-	-		801,411	3.0
特別損失							
特別退職金			-			570,633	
過年度賞与引当金繰入			2,581,659			-	
事務過誤損失			48,251			4,155	
投資有価証券売却損			23,162			-	
その他			254			-	
特別損失計			2,653,328	6.5		574,789	2.2
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失( )			60,082	0.1		1,918,019	7.2
法人税、住民税及び事業税			933,203	2.3		43,925	0.2
法人税等調整額			839,364	2.1		1,249,147	4.7
当期純利益又は当期純損失 ( )			153,921	0.4		624,946	2.4

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成19年3月31日残高	1,000,000	8,273,843	8,273,843	9,273,843	-	-	9,273,843
事業年度中の変動額							
当期純損失		153,921	153,921	153,921			153,921
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					3	3	3
事業年度中の変動額合計		153,921	153,921	153,921	3	3	153,924
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	3	3	9,119,918

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	3	3	9,119,918
事業年度中の変動額							
当期純利益		624,946	624,946	624,946			624,946
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					286	286	286
事業年度中の変動額合計		624,946	624,946	624,946	286	286	624,660
平成21年3月31日残高	1,000,000	8,744,868	8,744,868	9,744,868	289	289	9,744,578

## 重要な会計方針

項目	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法によっております。）</p> <p>時価のないもの 総平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の年数（10年）による按分額を定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、発生年度に全額費用処理しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 -</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p>

項目	第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する 賞与の支払に充てるため、支払見 込額を計上しております。	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 同左
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処 理は、税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しておりま す。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左

## 会計処理方法の変更

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
(賞与引当金の計上基準) 親会社のインセンティブ・シェア・プランによ る業績連動型特別賞与の会計処理は、従来支給額 確定時の費用として処理していましたが、当事 業年度より当該プランに基づき計算された当事業 年度末要支給見込額を賞与引当金として計上する 方法に変更いたしました。この変更は、過去の支給 実績等に基づき将来支払われると見込まれる額の 合理的見積りが可能となったことから、期間損益 の適正化を図るために行ったものであります。こ の結果、従来と同一の方法を採用した場合と比較 して、営業利益及び経常利益はそれぞれ648,525千 円増加し、税引前純損失は1,933,133千円増加して おります。	-

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第22期 （平成20年3月31日現在）	第23期 （平成21年3月31日現在）												
<p>*1 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <table data-bbox="236 409 646 528"> <tr> <td>未収入金</td> <td>270,973千円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td>9,840,000千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>368,402千円</td> </tr> </table> <p>*2 偶発債務</p> <p>当社は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間について、東京国税局による移転価格税制に関する調査を受けています。ただし、調査は現在継続中であり、現時点においてその影響額を合理的に見積もることは困難であることから、当該事象による影響は当期の財務諸表には反映させておりません。</p>	未収入金	270,973千円	短期貸付金	9,840,000千円	未払金	368,402千円	<p>*1 関係会社項目</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <table data-bbox="885 409 1295 528"> <tr> <td>未収入金</td> <td>660,620千円</td> </tr> <tr> <td>短期貸付金</td> <td>9,270,000千円</td> </tr> <tr> <td>未払金</td> <td>79,371千円</td> </tr> </table> <p>*2 偶発債務</p> <p>-</p>	未収入金	660,620千円	短期貸付金	9,270,000千円	未払金	79,371千円
未収入金	270,973千円												
短期貸付金	9,840,000千円												
未払金	368,402千円												
未収入金	660,620千円												
短期貸付金	9,270,000千円												
未払金	79,371千円												



## （損益計算書関係）

第22期 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が89,618千円含まれております。	*1 関係会社に係る営業外収益 関係会社からの受取利息が136,208千円含まれております。

## （株主資本等変動計算書関係）

第22期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

## （リース取引関係）

第22期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

第23期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、該当事項はありません。

## （有価証券関係）

第22期（平成20年3月31日現在）

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	100	91	8
小計	100	91	8
合計	100	91	8

## 2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
352,337	-	23,162

## 第23期（平成21年3月31日現在）

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価（千円）	貸借対照表日における貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他	2,000	1,710	289
小計	2,000	1,710	289
合計	2,000	1,710	289

## 2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額（千円）	摘要
その他有価証券 非上場株式（店頭売買株式を除く）	1,761	

## 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
104	4	-

## (デリバティブ取引関係)

第22期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)																																																								
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">4,337,498千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">4,337,498千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">46,134千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">4,383,632千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">4,383,632千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1,387,973千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">35,258千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">432,360千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">10,175千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">339,093千円</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">1,319,790千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	4,337,498千円	(2) 未積立退職給付債務	4,337,498千円	(3) 未認識過去勤務債務	46,134千円	(4) 貸借対照表計上額純額	4,383,632千円	(5) 退職給付引当金	4,383,632千円	(1) 勤務費用	1,387,973千円	(2) 利息費用	35,258千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	432,360千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	10,175千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	339,093千円	(6) 退職給付費用の額	1,319,790千円	(1) 割引率	2.0%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 退職給付債務</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">3,551,310千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">3,551,310千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">29,932千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">3,581,242千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">3,581,242千円</td> </tr> </table> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">255,065千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 利息費用</td> <td style="text-align: right;">26,951千円</td> </tr> <tr> <td>(3) 数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">21,321千円</td> </tr> <tr> <td>(4) 過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">16,202千円</td> </tr> <tr> <td>(5) 臨時に支払った割増退職金</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>(6) 退職給付費用の額</td> <td style="text-align: right;">244,493千円</td> </tr> </table> <p>(注) 従業員出向に伴う配賦額控除前の数値です。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">(1) 割引率</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">1.8%</td> </tr> <tr> <td>(2) 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>(3) 過去勤務債務の処理年数</td> <td style="text-align: right;">10年</td> </tr> </table>	(1) 退職給付債務	3,551,310千円	(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円	(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円	(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円	(5) 退職給付引当金	3,581,242千円	(1) 勤務費用	255,065千円	(2) 利息費用	26,951千円	(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円	(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円	(5) 臨時に支払った割増退職金	-	(6) 退職給付費用の額	244,493千円	(1) 割引率	1.8%	(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	(3) 過去勤務債務の処理年数	10年
(1) 退職給付債務	4,337,498千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	4,337,498千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	46,134千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	4,383,632千円																																																								
(5) 退職給付引当金	4,383,632千円																																																								
(1) 勤務費用	1,387,973千円																																																								
(2) 利息費用	35,258千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	432,360千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	10,175千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	339,093千円																																																								
(6) 退職給付費用の額	1,319,790千円																																																								
(1) 割引率	2.0%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								
(1) 退職給付債務	3,551,310千円																																																								
(2) 未積立退職給付債務	3,551,310千円																																																								
(3) 未認識過去勤務債務	29,932千円																																																								
(4) 貸借対照表計上額純額	3,581,242千円																																																								
(5) 退職給付引当金	3,581,242千円																																																								
(1) 勤務費用	255,065千円																																																								
(2) 利息費用	26,951千円																																																								
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	21,321千円																																																								
(4) 過去勤務債務の費用処理額	16,202千円																																																								
(5) 臨時に支払った割増退職金	-																																																								
(6) 退職給付費用の額	244,493千円																																																								
(1) 割引率	1.8%																																																								
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																								
(3) 過去勤務債務の処理年数	10年																																																								

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

内訳	第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,783,700千円	1,487,074千円
賞与引当金	1,677,524千円	1,114,005千円
未払費用否認	518,745千円	231,199千円
その他	127,512千円	373,819千円
繰延税金資産小計	4,107,482千円	3,206,099千円
評価性引当額	-	347,768千円
繰延税金資産合計	4,107,482千円	2,858,330千円

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
当事業年度は税引前当期純損失を計上しているため、記載しておりません。	法定実効税率 40.69%
	(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 6.44%
	評価性引当額 18.13%
	過年度法人税等 2.21%
	その他 0.05%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 67.42%

## （関連当事者との取引）

第22期（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

## （1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,792	投資顧問業	被所有間接100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 229,392	未収入金	千円 204,851
								共通発生経費受取額（注2）	6,939		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,835,596	未払金	224,619
								共通発生経費負担額（注2）	982,772		
								金銭の貸付（注3）	3,740,000	短期貸付金	9,840,000
								利息の受取（注3）	89,618	未収入金	25,186
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有直接100%	兼任2名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	848,371	未払金	37,343
								連結法人税の個別帰属額	843,924	未払金	100,727
								固定資産売却	1,236,187	-	-

## （2）兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 3,207,500	証券業	-	兼任1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,642,759	未払金	千円 439,688

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

（注2）共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

（注3）資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第23期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）

## (1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	英領バミューダ、ペンブローック市	千米ドル 1,194	投資顧問業	被所有 間接 100%	-	投資顧問契約の再委任等	投資顧問報酬の受取（注1）	千円 308,425	未収入金	千円 160,351
								共通発生経費受取額（注2）	5,188		
								投資顧問報酬の支払（注1）	1,130,123	未払金	56,191
								共通発生経費負担額（注2）	733,585		
								金銭の貸付（注3）	570,000	短期貸付金	9,270,000
								利息の受取（注3）	136,208	未収入金	29,879
	フィデリティ・ジャパン・ホールディングス株式会社	東京都港区	千円 4,510,000	証券業、投資信託委託業、投資顧問業を営む子会社の管理	被所有 直接 100%	兼任 1名	当社事業活動の管理等	共通発生経費負担額（注2）	603,931	未払金	23,433
								連結法人税の個別帰属額	-	未収入金	436,083

## (2) 兄弟会社

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	フィデリティ証券株式会社	東京都港区	千円 4,207,500	証券業	-	兼任 1名	当社設定投資信託の募集・販売	共通発生経費負担額（注2）	千円 1,214,042	未払金	千円 120,576

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問報酬の收受については、助言にかかった費用を基に決定しております。

(注2) 共通発生経費については、直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。

(注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## ( 1 株当たり情報 )

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日		第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日	
1 株当たり純資産額	455,995円92銭	1 株当たり純資産額	487,228円92銭
1 株当たり当期純損失	7,696円08銭	1 株当たり当期純利益	31,247円32銭
(注)		(注)	
1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
2. 1 株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		2. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
損益計算書上の当期純損失	153,921千円	損益計算書上の当期純利益	624,946千円
普通株式に係る当期純損失	153,921千円	普通株式に係る当期純利益	624,946千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません	
普通株式の期中平均株式数	20,000株	普通株式の期中平均株式数	20,000株

## ( 重要な後発事象 )

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 および に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。



## 5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当ありません。

(3) 出資の状況

該当ありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2009年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
<参考情報> 再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	10,000百万円	
販売会社	東海東京証券株式会社	6,000百万円 (2009年4月1日現在)	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	コスモ証券株式会社	13,500百万円	
	株式会社SBI証券	47,937百万円	
	かざか証券株式会社	15,446百万円	
	ジョインベスト証券株式会社	21,400百万円	
	楽天証券株式会社	7,445百万円	
	エース証券株式会社	8,831百万円	
	ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
	内藤証券株式会社	3,002百万円	
	フィデリティ証券株式会社	4,207百万円	

ファンドの運営 における役割	名称	資本金の額 (2009年3月末日現在)	事業の内容
	オリックス証券株式 会社	3,000百万円	
	トヨタファイナン シャルサービス証券 株式会社	7,500百万円	
	日興コーディアル証 券株式会社	10,000百万円 (2009年10月1日現在)	
	リテラ・クレア証券 株式会社	3,794百万円	
	浜銀TT証券株式会 社	3,307百万円	
	岡三証券株式会社	5,000百万円	
	株式会社熊本ファミ リー銀行	47,802百万円	銀行法に基づき銀行 業を営んでいます。
	株式会社京葉銀行	49,759百万円	
	株式会社七十七銀行	24,658百万円	
	株式会社親和銀行	80,831百万円	
	スルガ銀行株式会社	30,043百万円	
	株式会社西日本シ ティ銀行	85,745百万円	
	株式会社福岡銀行	82,329百万円	
	株式会社みずほ銀行	650,000百万円	

ファンドの運営における役割	名称	資本金の額 (2009年3月末日現在)	事業の内容
	株式会社但馬銀行	5,481百万円	
	三井生命保険株式会社	167,280百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
運用の委託先	ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシー	38.1百万米ドル (約3,657百万円*) * 1米ドル96.01円 で換算 (2009年6月末日現在)	主として米国において投資信託の販売および投資信託会社に対する投資運用業務を営んでいます。

2009年11月23日をもって、野村證券株式会社と統合いたします。

## 2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（ファンドの基準価額の計算）、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社：ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。
- (3) 運用の委託先：委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、各マザーファンドの運用の指図を行ないます。

### 3 【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 運用の委託先：該当事項はありません。

### 第3【その他】

- 1 目論見書の表紙および裏表紙に、( )委託会社の名称および本店の所在地、( )ファンドの基本的形態等を記載し、委託会社およびファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、委託会社のホームページアドレス、携帯（モバイル）サイト等のアドレス（当該アドレスをコード化した図案等も含まれます。）、ファンド専用サイトのアドレス等を記載すること、および当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- 2 目論見書の巻末に用語集を掲載します。
- 3 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、グラフ、図表、写真、イラスト、キャッチ・コピー等を用いて作成した資料を「ファンドの概要」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- 4 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、ロゴ・マーク等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中、「第1 ファンドの状況 5 運用状況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「過去の運用状況」として記載することがあります。
- 5 目論見書の巻末に約款を掲載することがあります。
- 6 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月1日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・スリー・ベーシック・ファンドの平成20年8月16日から平成21年2月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・スリー・ベーシック・ファンドの平成21年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理を従来の支給額確定時に費用処理する方法から当該プランに基づき計算された期末要支給見込額を賞与引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



独立監査人の監査報告書

平成21年10月7日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 涉  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・スリー・ベーシック・ファンドの平成21年2月17日から平成21年8月17日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・スリー・ベーシック・ファンドの平成21年8月17日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- ( ) 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員      公 認 会 計 士      大 畑 茂  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。